

九戸村公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月

(令和 5 年 10 月改訂)

九 戸 村

目 次

はじめに

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 九戸村の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 公共施設等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 公共施設等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 建築年別公共施設等の現状・・・・・・・・・・・・ 8
4. インフラ資産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. 公共施設の利用の現状・・・・・・・・・・・・ 14
6. 有形固定資産減価償却率の推移・・・・・・・・ 16
7. 過去に行った対策の実績・・・・・・・・・・・・ 17

第2章 人口等の現況と将来の見通し・・・・・・・・ 20

1. 人口の推移と今後の見通し・・・・・・・・ 20
2. 歳入歳出の推移と財源の見込み・・・・・・・・ 24

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等・・ 29

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定・・・・・・・・ 29

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針・・・・・・・・ 36

1. 整合性を図るべき関連計画・・・・・・・・ 36
2. 個別計画等の方向性・・・・・・・・ 36
3. 各施設の必要性の検討・・・・・・・・ 37
4. 施設の将来利用における基本的な方向・・・・・・・・ 38
5. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 39
6. 施設の将来利用における基本的な方針・・・・・・・・ 45

はじめに

1. 目的

本村が所有する公共施設等は、厳しい財政状況が続く中で、老朽化が進んでおり、今後、維持・修繕の必要性はますます増加し、最終的には将来の建替え費用の集中的投資に直面することが予想される。また、人口減少及び少子高齢化の構造の変化により、今後の公共施設等の利用形態が変化していくことが見込まれる。

本村では、公共施設等の課題や状況に対し、利用状況等を勘案しながら、村民にとって最適な公共サービスを提供するために、今後の公共施設のあり方の検討を進め、維持管理費用の増加への対応・対策及び公共施設の再生と利活用を図ることの方針策定に取り組む必要がある。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、全国の地方公共団体に対して計画策定を要請した。

本計画は、この指針に沿って本村が保有、管理する公共施設の調査、分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、公共施設の統廃合・長寿命化・更新、施設の有効活用などを検討し、公共施設の最適化を図ることを目的とする。

そして、個々の個別施設計画の上位計画として本村の公共施設等の管理の基本計画に位置付けるものである。

2. 九戸村の概要

本村は、四国 4 県に匹敵する広大な県土を持つ岩手県の県都盛岡市から北へ 60km に位置する農山村で、北上山系の山々と無数の谷や川が織りなす「豊かな自然と美しい景観」に恵まれ、農林業を主な産業として発展している。

村の広さは、134.02k m²で、東西 9.7 km、南北 19.4km と南北に細長く、西に二戸市と二戸郡一戸町、南は岩手郡葛巻町、東は久慈市、北は九戸郡軽米町と接している。

本村を取り巻く広域的な道路網は、広域的幹線道路として、八戸自動車道が北西を走っている。幹線道路としては、村の中央部に国道 340 号が南北に縦貫しており、そこから東西方向に、主要地方道の二戸九戸線、軽米九戸線、一戸山形線、そして、一般県道の姉帯戸田線、戸田荷軽部線が通じている。

これらを基幹として、村道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしている。

村の北部にある八戸自動車道の九戸インターチェンジから八戸市までは約 30 分、盛岡市までは約 1 時間で連絡している。

第1章 公共施設等の現状

1. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象施設は、本村が保有・管理する公共施設のうち建物とインフラを対象とし次の通り分類する。

- ア 建築系公共資産(建物施設)
- イ 土木系公共資産(インフラ資産)

(2) 施設の単位

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査及び情報内容を整理する。

公共施設の分類・整理は、一つの施設に複数の棟を含むため、棟別に区分が異なる場合もある。(例えば、伊保内小学校の校舎、体育館など)

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『財産台帳』資料(種類、建築年、延床面積、構造等)に加え、各課へのヒアリング調査(利用者数、維持管理費用等)の回答結果に基づき、情報の収集整理を行った。

(4) 対象施設

本村の対象施設の用途区分を表 1.1.1 に示す。

表 1.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 学校教育系施設	伊保内・長興寺・戸田・江刺家・山根小学校、九戸中学校、学校給食センター、教職員住宅、旧宇堂口小学校
2 文化系施設	公民館、山村開発センター、ふるさと創造館、集落センター等
3 子育て支援施設	ひめぼたるこども園、伊保内保育園、戸田保育園、
4 産業系施設	パン工房、オドデ館、まさざね館、村営戸田牧場、雑穀加工施設、甘茶工場
5 行政関連施設	役場、コミュニティ消防センター、消防団屯所、バス停留所待合室
6 スポーツ・レクリエーション施設	B&G海洋センター、屋内ゲートボール場、総合運動場、体育センター、ふるさとの館、コロポックルランド、パークゴルフ場、村営くのへスキー場
7 保健・福祉施設	保健センター、老人福祉センター、総合福祉センター
8 公営住宅	村営住宅、若者定住促進住宅
9 インフラ施設	営農飲雑用水施設、浄化センター、農業集落排水施設、旧ごみ焼却場
10 その他	火葬場、駐車場、車庫、倉庫、公園等

2. 公共施設等の現状

(1) 用途別公共施設の保有状況

本村の公共施設の総棟数は332棟(126施設)であり、床面積の合計は69,778㎡となっている。延床面積の内訳は、学校教育系施設が41.0%、次いで公営住宅が13.0%、スポーツ・レクリエーション施設が10.3%、文化系施設が9.8%の順となっている。

本村の公共施設の保有状況等について、表1.2.1及び図1.2.1～1.2.3に用途別公共施設の延床面積等を示す。

表1.2.1 用途別公共施設の保有状況(令和3年3月現在)

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積 構成比
1 学校教育系施設	13	65	28,614	41.0%
2 文化系施設	20	20	6,830	9.8%
3 子育て支援施設	3	3	1,651	2.4%
4 産業系施設	6	15	4,976	7.1%
5 行政関連施設	42	48	4,217	6.0%
6 スポーツ・レクリエーション施設	8	26	7,164	10.3%
7 保健・福祉施設	2	4	3,443	4.9%
8 公営住宅 ※戸数	16	128	9,075	13.0%
9 インフラ施設	5	8	1,761	2.5%
10 その他	11	15	2,046	2.9%
総計	126	332	69,778	100.0%

注：九戸村保健センターは、九戸村役場の施設内にあるため、施設数にはカウントせず、

棟数は「行政関連施設」、延床面積は「保健・福祉施設」にそれぞれ計上。

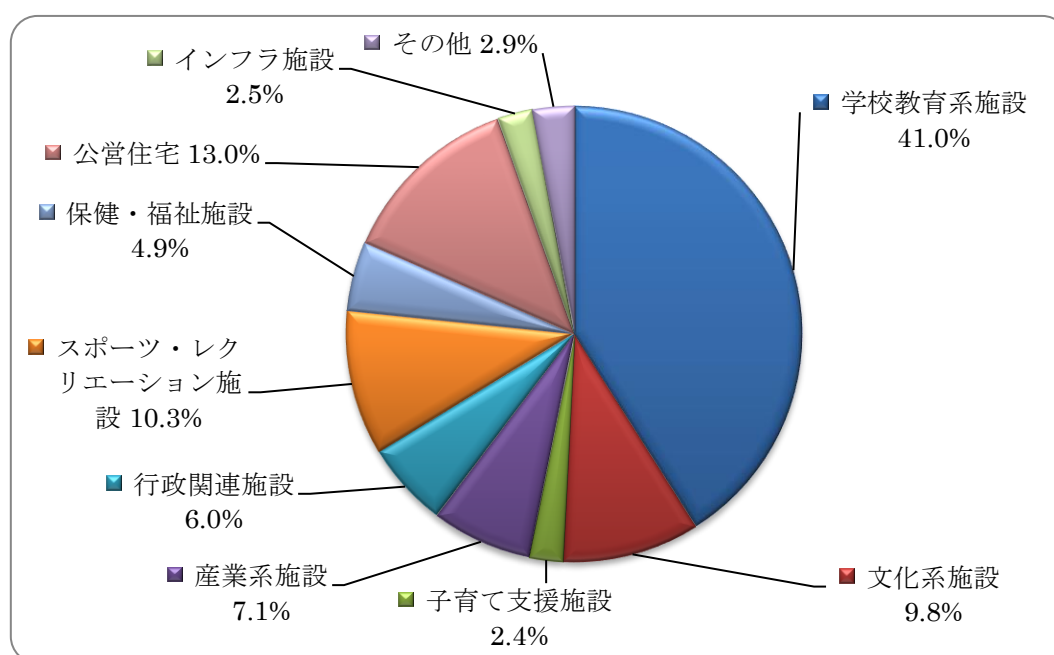


図1.2.1 公共施設の延床面積割合

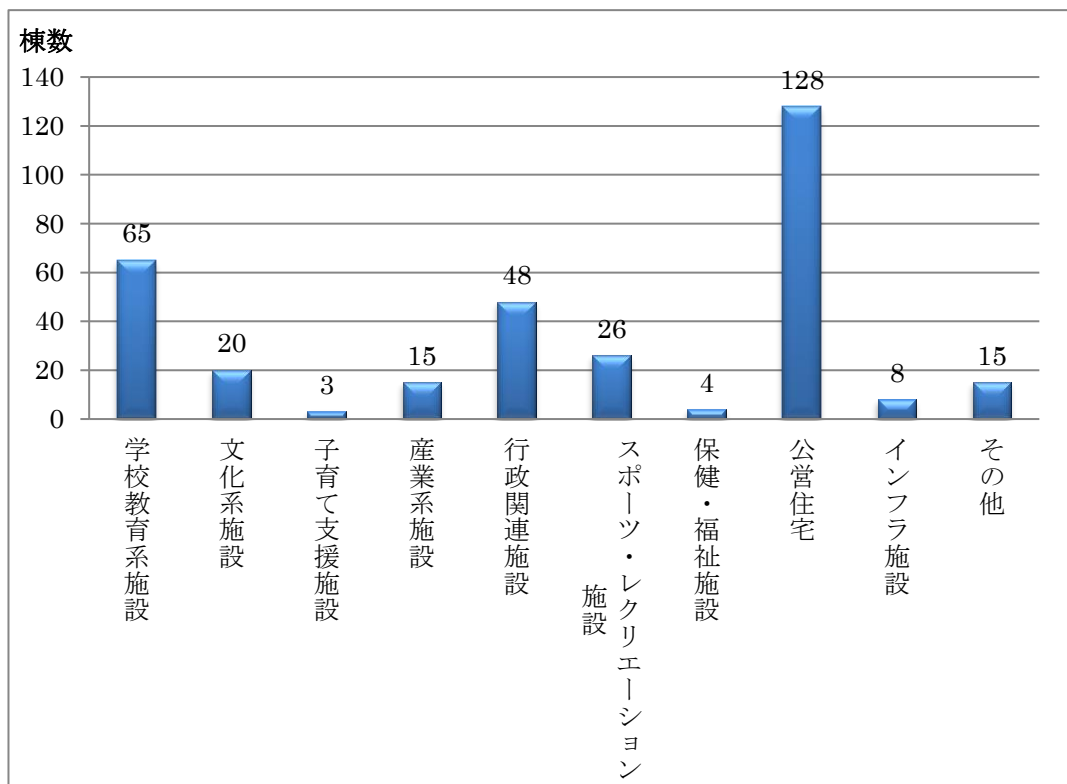


図 1.2.2 用途別公共施設の棟数

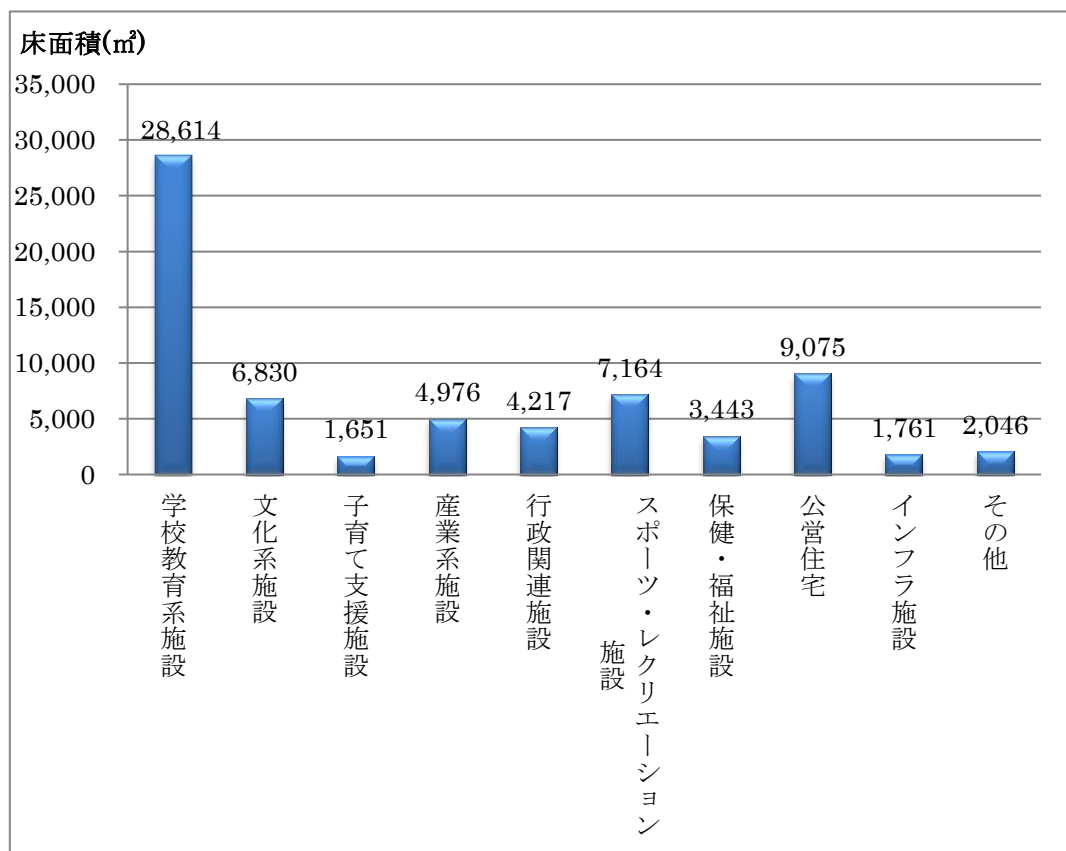


図 1.2.3 用途別公共施設の延床面積

(2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本村の人口（国勢調査要計表による令和2年10月1日現在5,378人）一人当たりの公共施設の延床面積は、12.97 m²/人となっている。用途別の一人当たりの延床面積を表1.2.2に示す。

また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均3.22 m²/人に比べて約4.0倍となっている。

表1.2.2 用途別の一人当たりの延床面積（令和2年10月1日現在人口）

施設の用途	延床面積(m ²)	床面積(m ² /人)
1 学校教育系施設	28,614	5.32
2 文化系施設	6,830	1.27
3 子育て支援施設	1,651	0.31
4 産業系施設	4,976	0.93
5 行政関連施設	4,217	0.78
6 スポーツ・レクリエーション施設	7,164	1.33
7 保健・福祉施設	3,443	0.64
8 公営住宅	9,075	1.69
9 インフラ施設	1,761	0.33
10 その他	2,046	0.38
総計	69,778	12.97

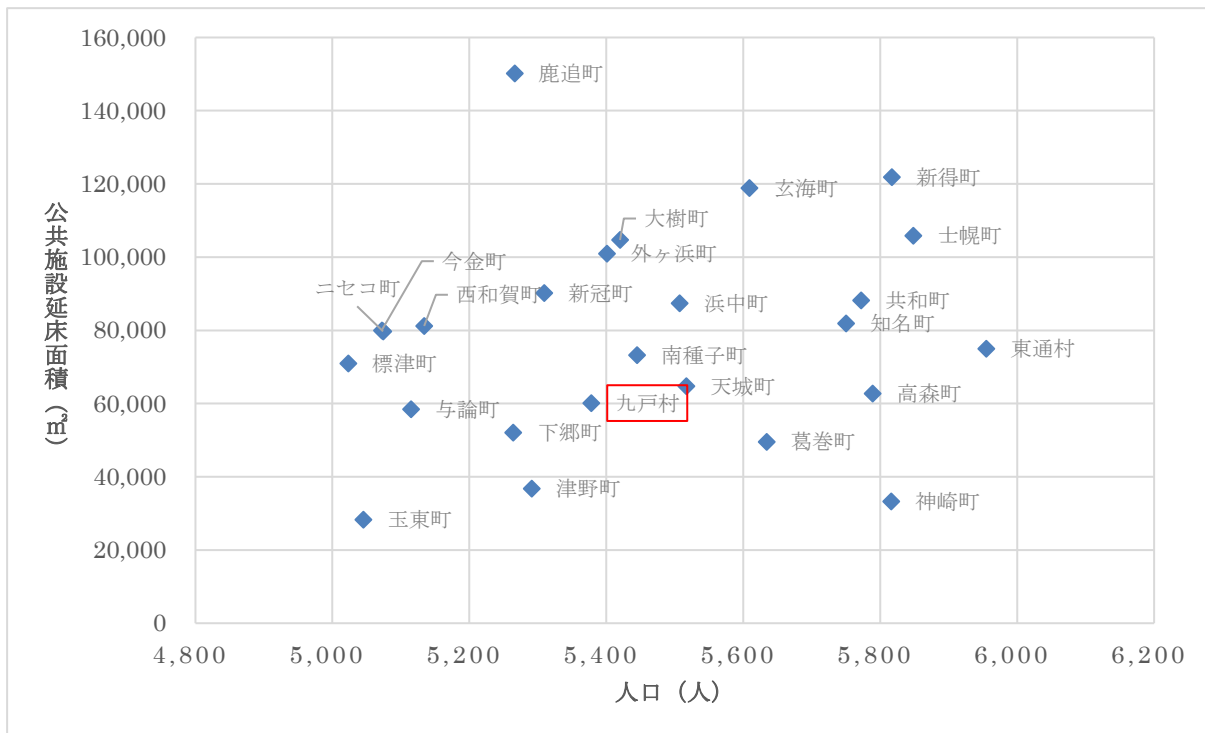


図 1.2.4 全国の類似団体の公共施設の面積比較

人口は住民基本台帳(令和2年1月1日)

公共施設延床面積は公共施設状況調市町村経年比較表(平成25年度)

表 1.2.3 類似団体一覧

都道府県	市町村	人口総数 (人)	市域 (km ²)	世帯数 (世帯)	産業構造 (就業者構成比%)				公共施設延床面積 (m ²)	
					1次産業	2次産業	3次産業	2次+ 3次産業	総数	人口1人 当たり
北海道	今金町	5,072	568.25	2,192	29.0	13.7	56.4	70.0	79,995	15.8
	二セコ町	5,074	197.13	2,515	19.0	9.0	70.8	79.8	79,725	15.7
	共和町	5,772	304.92	2,728	26.3	21.9	51.5	73.5	88,198	15.3
	新冠町	5,309	585.81	2,443	36.5	14.6	48.6	63.2	90,215	17.0
	士幌町	5,848	259.19	2,524	42.8	12.3	44.7	57.0	105,829	18.1
	鹿追町	5,266	402.88	2,255	35.8	6.1	57.6	63.7	150,204	28.5
	新得町	5,817	1,063.83	2,883	20.5	14.8	64.4	79.2	121,820	20.9
	大樹町	5,420	815.68	2,593	31.6	17.1	50.4	67.5	104,685	19.3
	浜中町	5,507	423.63	2,323	50.4	16.4	33.2	49.6	87,362	15.9
	標津町	5,023	624.69	2,206	33.1	16.2	50.6	66.9	70,938	14.1
青森県	外ヶ浜町	5,401	230.30	2,358	23.1	20.5	56.0	76.6	100,924	18.7
	東通村	5,955	295.27	2,559	27.7	24.6	47.6	72.2	74,962	12.6
岩手県	葛巻町	5,634	434.96	2,349	28.4	26.3	45.0	71.3	49,557	8.8
	西和賀町	5,134	590.74	1,989	22.1	23.1	54.7	77.8	81,197	15.8
	九戸村	5,378	134.02	1,924	32.3	24.4	43.3	67.6	60,127	11.2
福島県	下郷町	5,264	317.04	1,953	19.7	25.2	52.0	77.2	52,058	9.9
千葉県	神崎町	5,816	19.90	2,289	5.7	20.4	56.5	76.9	33,294	5.7
高知県	津野町	5,291	197.85	2,206	20.9	27.1	52.0	79.1	36,767	6.9
佐賀県	玄海町	5,609	35.92	2,231	23.3	22.8	53.8	76.6	118,892	21.2
熊本県	玉東町	5,045	24.33	1,814	23.1	23.4	53.4	76.8	28,280	5.6
	高森町	5,789	175.06	2,408	24.8	18.1	56.9	75.0	62,759	10.8
鹿児島県	南種子町	5,445	110.36	2,673	30.1	11.6	58.1	69.7	73,235	13.4
	天城町	5,517	80.40	2,521	29.5	15.1	55.1	70.2	64,739	11.7
	知名町	5,750	53.30	2,659	27.0	13.5	59.5	73.0	81,894	14.2
	与論町	5,115	20.58	2,160	30.0	14.5	55.4	70.0	58,441	11.4

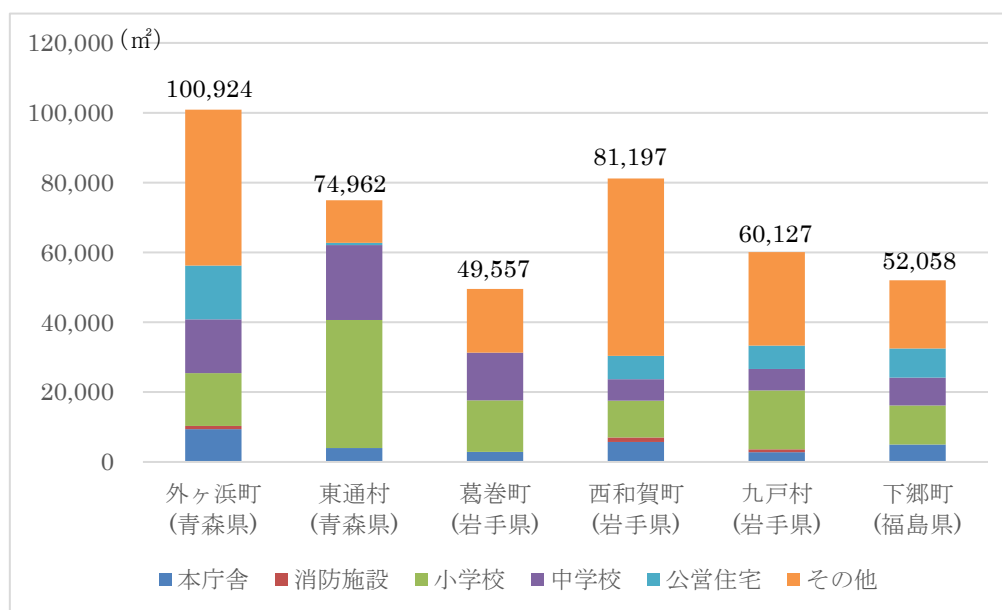


図 1.2.5 類似団体の公共施設の面積比較

※人口は令和2年国勢調査による。公共施設の面積は、令和元年公共施設状況調査による。

3. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

昭和53年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和56年(1981年)以前に建てられた施設は、全体の床面積の約14.8%を占めている。

平成12年までは、役場、学校、総合福祉センターなど規模の大きい施設が整備された。今後は大規模改修や建替えの必要性が集中してくるものと想定される。

本村の建築年別公共施設の現状について、図1.3.1に建築年別公共施設の延床面積を示す。

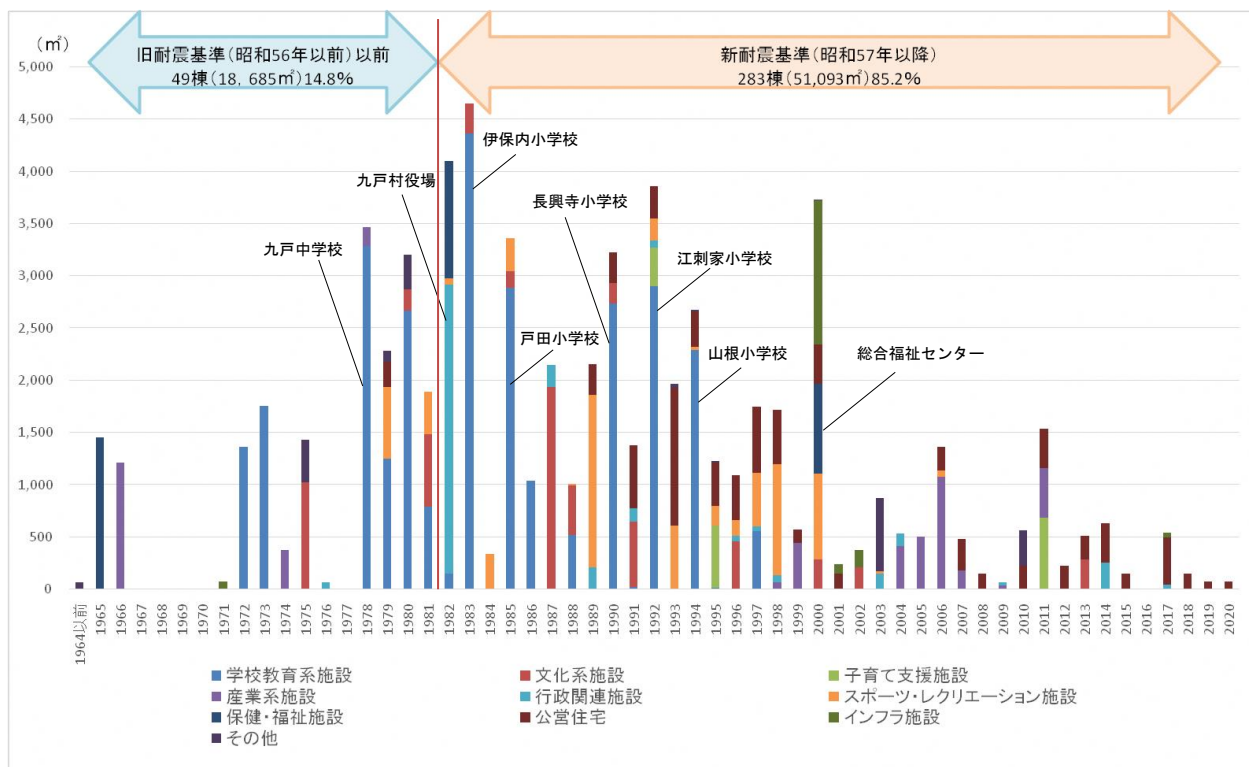


図 1.3.1 建築年別公共施設の延床面積

(2) 経過年数の状況

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になるといわれている。

① 用途別施設の経過年数の状況(棟数)

築30年以上経過する公共施設は、全体の323棟のうち170棟(51.2%)を占めている。本村の公共施設の経過年数について、表1.3.1～1.3.2に用途別施設の経過年数の状況(棟数)を示す。

表1.3.1 用途別施設の経過年数の状況(棟数)

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満	不明	計
	棟数	比率(%)			
1 学校教育系施設	62	36.5	3	0	65
2 文化系施設	16	9.4	4	0	20
3 子育て支援施設	1	0.6	2	0	3
4 産業系施設	4	2.4	11	0	15
5 行政関連施設	6	3.5	42	0	48
6 スポーツ・レクリエーション施設	12	7.1	14	0	26
7 保健・福祉施設	3	1.8	1	0	4
8 公営住宅	54	31.8	74	0	128
9 インフラ施設	10	5.9	5	0	15
10 その他	2	1.2	6	0	8
総計	170	100	162	0	332

表1.3.2 公共施設の経過年数別棟数

施設の用途	築60年以上	築50～59年	築40～49年	築30～39年	計
1 学校教育系施設	0	10	22	30	62
2 文化系施設	0	0	5	11	16
3 子育て支援施設	0	0	0	1	1
4 産業系施設	1	2	1	0	4
5 行政関連施設	0	1	1	4	6
6 スポーツ・レクリエーション施設	0	2	3	7	12
7 保健・福祉施設	0	3	0	0	3
8 公営住宅	0	0	4	50	54
9 インフラ施設	1	1	6	2	10
10 その他	0	0	2	0	2
総計	2	19	44	105	170

② 用途別施設の経過年数の状況(延床面積)

築30年以上経過する公共施設は、延床面積で全体の69,778㎡のうち、72.5%にあたる50,621㎡となっている。表1.3.3～1.3.4及び図1.3.2～1.3.3に公共施設の経過年数の状況(床面積及び構成比)を示す。

表1.3.3 用途別施設の経過年数の状況(延床面積㎡)

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満	不明	計
	延床面積	比率(%)			
1 学校教育系施設	28,047	55.4	567	0	28,614
2 文化系施設	5,586	11.0	1,244	0	6,830
3 子育て支援施設	366	0.7	1,286	0	1,651
4 産業系施設	1,775	3.5	3,202	0	4,976
5 行政関連施設	3,459	6.8	759	0	4,217
6 スポーツ・レクリエーション施設	4,343	8.6	2,821	0	7,164
7 保健・福祉施設	2,582	5.1	862	0	3,443
8 公営住宅	3,408	6.7	5,667	0	9,075
9 インフラ施設	78	0.2	1,683	0	1,761
10 その他	979	1.9	1,067	0	2,046
総計	50,621	100.0	19,157	0	69,778

表1.3.4 公共施設の経過年数別延床面積(㎡)

施設の用途	築60年以上	築50～59年	築40～49年	築30～39年	計
1 学校教育系施設	1,760	1,511	12,370	12,405	28,047
2 文化系施設	0	0	2,203	3,383	5,586
3 子育て支援施設	0	0	0	366	366
4 産業系施設	0	1,215	560	0	1,775
5 行政関連施設	0	2,769	70	620	3,459
6 スポーツ・レクリエーション施設	0	61	1,434	2,848	4,343
7 保健・福祉施設	0	2,582	0	0	2,582
8 公営住宅	0	0	242	3,167	3,408
9 インフラ施設	0	78	0	0	78
10 その他	69	8	851	51	979
総計	1,829	8,224	17,729	22,839	50,621

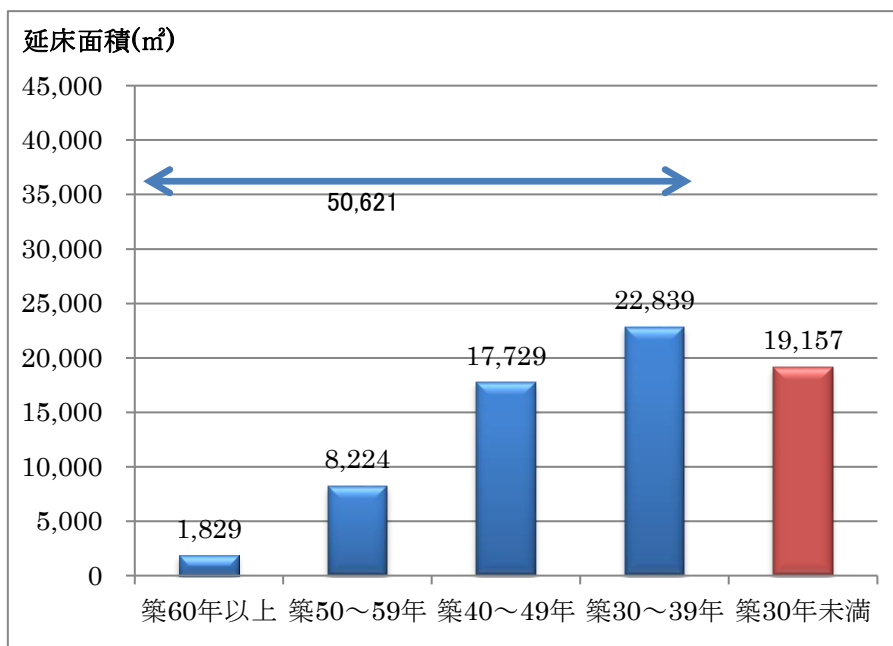


図 1.3.2 公共施設の経過年数別延床面積

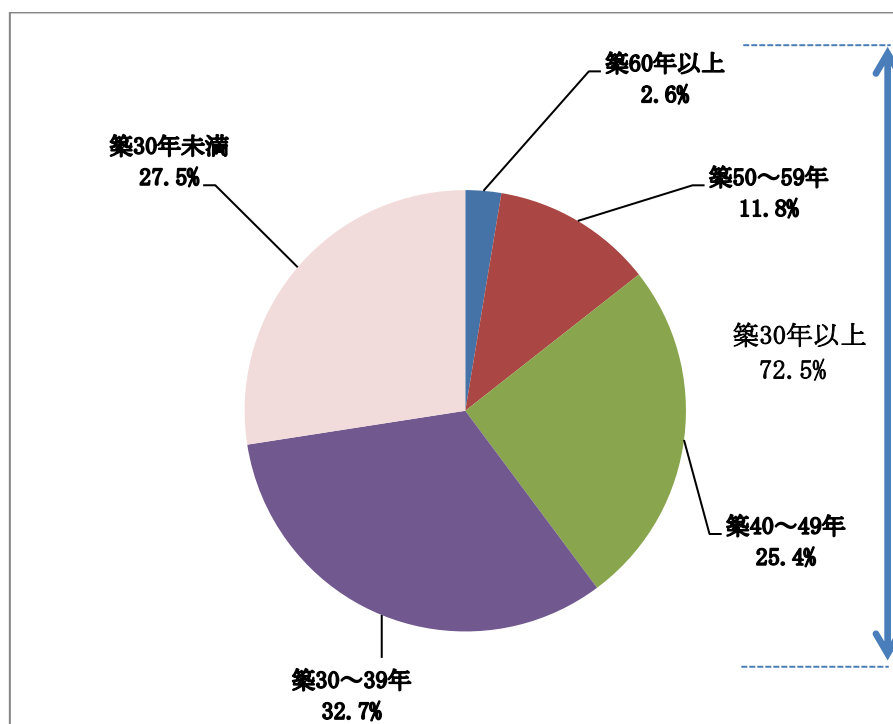


図 1.3.3 公共施設の経過年数別延床面積 (構成比)

(3) 耐震改修の現況

本村の公共施設の耐震診断の状況は、新耐震基準（新耐震）と旧耐震基準（旧耐震）の施設があり、旧耐震基準の施設のうち耐震診断が必要な施設が 49 棟（未調査不明分を含む。）ある。

耐震改修の状況は、耐震改修が不要な施設を合わせて耐震改修実施済み施設は約 85.8%で、残り公共施設の約 14.1%が未実施または未調査である。

本村の耐震改修について、図 1.3.4 に耐震診断・改修の状況を示す。

表 1.3.4 耐震診断・改修の状況

区分	耐震診断棟数	%	耐震改修棟数	%
新耐震(不要) 計	283	85.2	283	85.2
旧耐震 計	49	14.8	49	14.8
実施済み	2	0.6	2	0.6
未実施	10	3.0	10	3.0
不明(未調査)	37	11.1	37	11.1
建築年不明 計	0	0.0	0	0.0
総 計	332	100.0	332	100.0

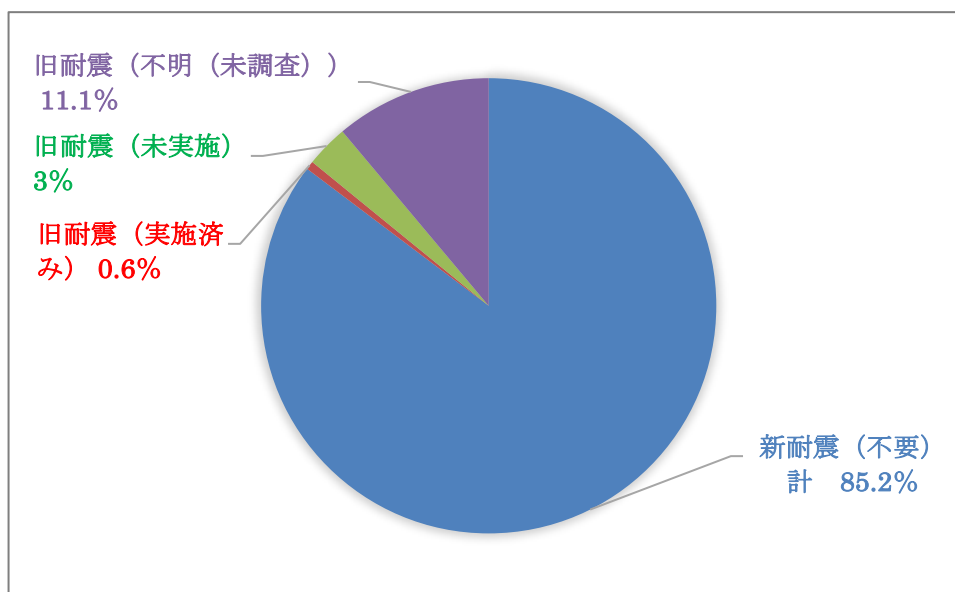


図 1.3.4 耐震診断・改修の状況

4. インフラ資産の状況

(1) インフラ資産の状況

インフラ資産の施設（道路、橋りょう、上水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となる。

① 道路・橋りょうの整備状況

本村の村道・農道・林道の路線数は197であり、延長の合計は262,318m、面積は1,331,574㎡となっている。橋りょう施設は80橋であり、合計の延長は1,445m、面積は7,5764㎡となっている。

② 水道施設の整備状況

本村の水道施設（簡易水道含む）は、上水道の管路延長の合計約92,875mが整備されている。

③ 下水道施設の整備状況

本村の下水道施設は、公共下水道と農業集落排水合わせて管渠延長の合計は35,761mが整備されている。

本村のインフラ資産の保有状況について、表1.4.1に示す。

表 1.4.1 インフラ資産の状況

インフラ資産	区分	数量	
1 道路 (農道・林道含む)	路線数	197	路線
	延長	262,318	m
	面積	1,331,574	㎡
2 橋りょう	橋りょう数	80	橋
	延長	1,445	m
	面積	7,564	㎡
3 水道施設 (簡易水道含む)	管路延長	92,875	m
4 下水道施設	公共下水道管渠延長	29,445	m
	農業集落排水管渠延長	6,316	m

(令和4年4月1日現在)

5. 公共施設の利用の現状

(1) 施設の利用状況

① 利用者数

本村の公共施設の利用状況を平成30年度から令和4年度の5か年でみると、文化系施設、産業系施設、学校教育系施設の小中学校の児童生徒数共減少と推移している。

子育て支援施設では園児数、スポーツ・レクリエーション施設、公営住宅の入居戸数では横這い傾向。

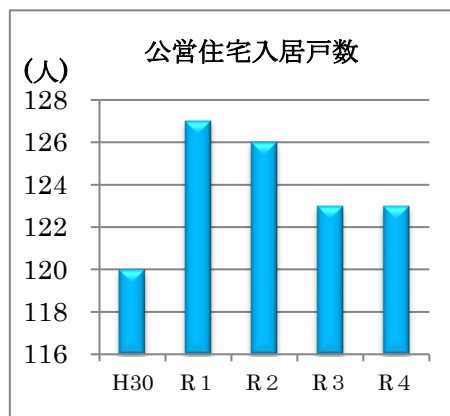
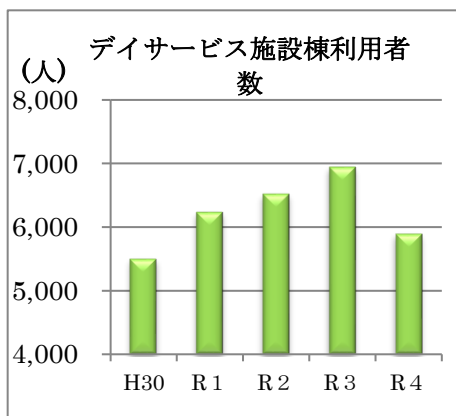
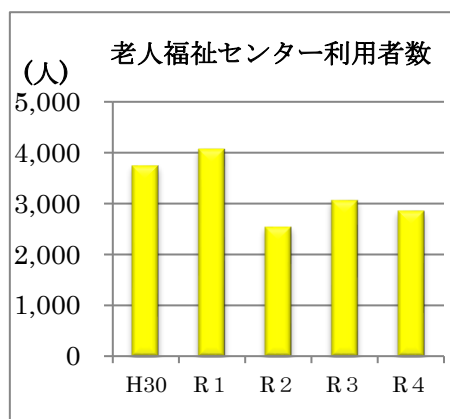
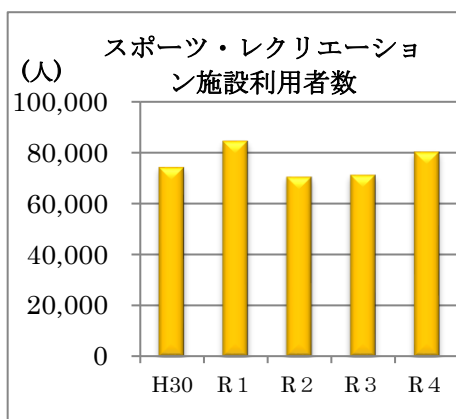
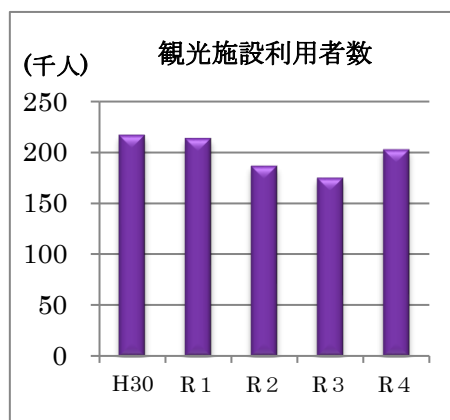
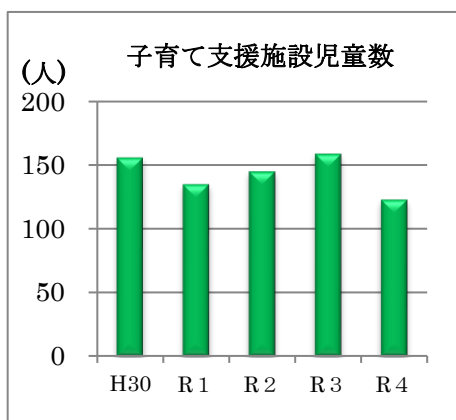
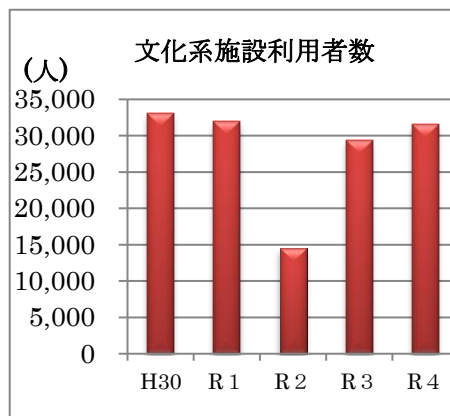
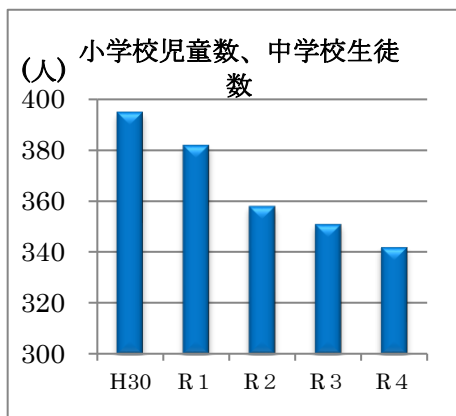
保健・福祉施設では、老人福祉センターの利用者数が減少しているのに対し、総合福祉センターのデイサービス棟の利用者が増加している。

本村の公共施設の利用状況について、表1.5.1及び図1.5.1に公共施設の利用者数（施設別）を示す。

表 1.5.1 公共施設の利用者数の状況（施設別）

施設区分	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
学校教育系施設 小学校児童数、中学校生徒数	395	382	358	351	342
文化系施設 利用者数	33,120	31,940	14,522	29,416	31,521
子育て支援施設 園児数	156	135	145	159	123
産業系施設 観光施設 利用者数	216,371	213,055	186,042	174,343	202,207
スポーツ・レクリエーション施設 利用者数	74,296	84,679	70,503	71,321	80,408
保健・福祉施設 老人福祉センター 利用者数	3,751	4,075	2,546	3,069	2,860
デイサービス施設 利用者数	5,502	6,239	6,525	6,948	5,895
公営住宅 入居戸数	120	127	126	123	123

1.5.1 公共施設の利用者数の状況



6. 有形固定資産減価償却率の推移

本村の有形固定資産額減価償却率は、建築が70%台を推移、インフラはH28年度の51.49%からR3年度の60.20%と上昇傾向にある。建物については全国平均と比べ、高水準のまま推移していることから、老朽化が進んでいることが想定される。

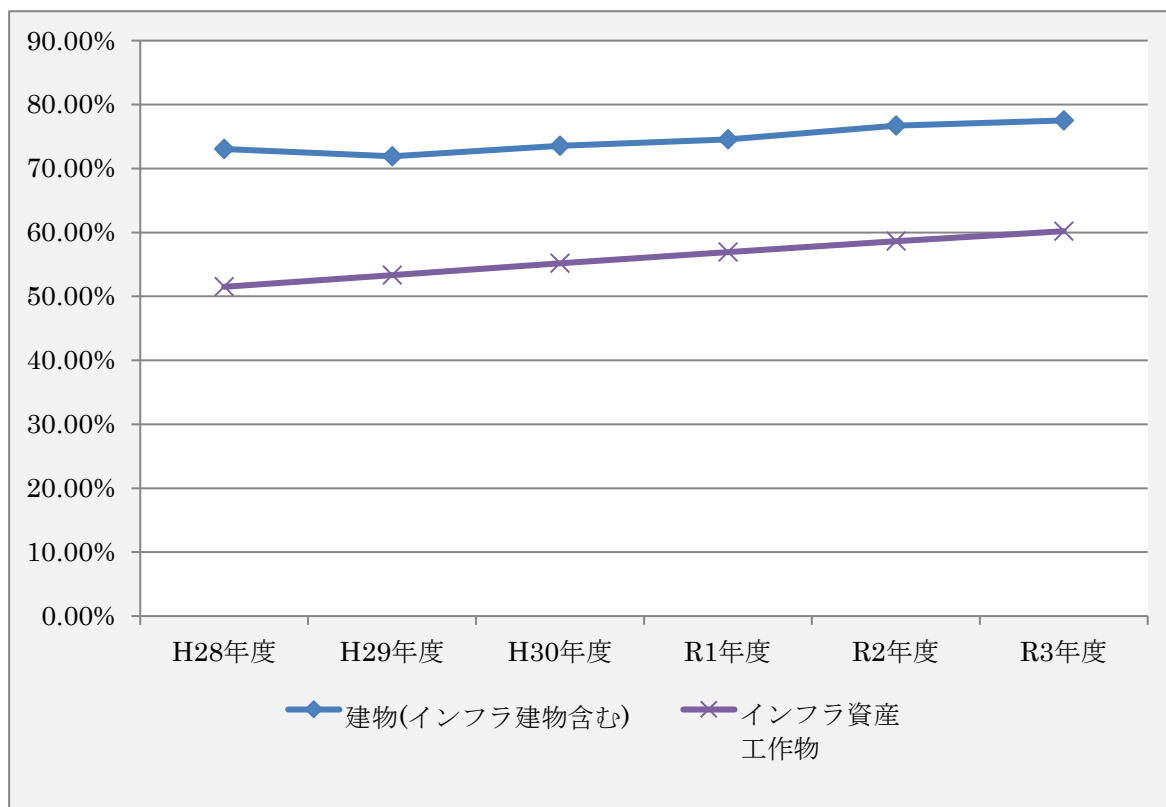


図 1.6.1 有形固定資産減価償却率の推移

7. 過去に行った対策の実績

(1) 過去に行った対策の一覧

九戸村公共施設等総合管理計画（平成28年12月）の策定以降、以下の対策について実績を示します。

視点	対策	視点
①	個別施設計画の策定状況	公共施設の長寿命化・予防保全を推進するにあたり、個別の施設の状況を加味した方向性を検討しているか
②	延床面積の縮減の取組状況	供給量の適正化に係る取組みが行われたか
③	公共施設等の投資的経費・維持補修費の状況	改修や整備に係る費用の縮減や平準化が図られているか

(2) 対策の内容

① 個別施設計画の策定状況

施設分類名	計画名	策定年度	更新投資の試算の期間	
建物	文化系施設	九戸村公共施設個別施設計画	令和3年(2021年)3月	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 ※5年ごとに見直し
	子育て支援施設			
	産業系施設			
	行政関連施設			
	スポーツ・レクリエーション施設			
	保険・福祉施設			
	その他			
学校教育系施設	九戸村学校施設長寿命化計画	令和3年(2021年)3月	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 ※5年ごとに見直し	

② 床面積の縮減の取組状況

旧戸田小学校（340㎡）を縮減。

旧江刺家中学校（1,677㎡）、五枚橋育成乳牛舎（743㎡）は維持管理しない方針。

③ 公共施設等の投資的経費・維持補修費の状況

令和1年度の村決算データによると、公共施設等の投資的経費は、約6.0億円となっている。

投資的経費の最近5か年の平均は約5.7億円、このうち維持補修費（既存更新）分が約74%を占めている。（前5か年では23%）年度による変動もあるが、維持補修費の割合が

増加する傾向にある。今後、扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保はますます厳しくなるものと見込まれる。

今後、40～50年間で建物の更新時期を迎えることから、投資的経費への負担が増えることとなる。

本村の財政の状況について、表 3.1.1～3.1.2 及び図 3.1.1～3.1.2 に公共施設等の投資的経費の推移を示す。

表 3.1.1 投資的経費の推移（千円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度(2018 年)	448,379	10,878	19,379	478,636
令和 1 年度(2019 年)	528,069	76,508	2,012	606,589
令和 2 年度(2020 年)	459,034	193,799	6,190	659,023
令和 3 年度(2021 年)	790,712	89,680	14,204	894,596
令和 4 年度(2022 年)	801,792	33,727	1,059	836,578
5 か年平均	605,597	80,918	8,569	695,084

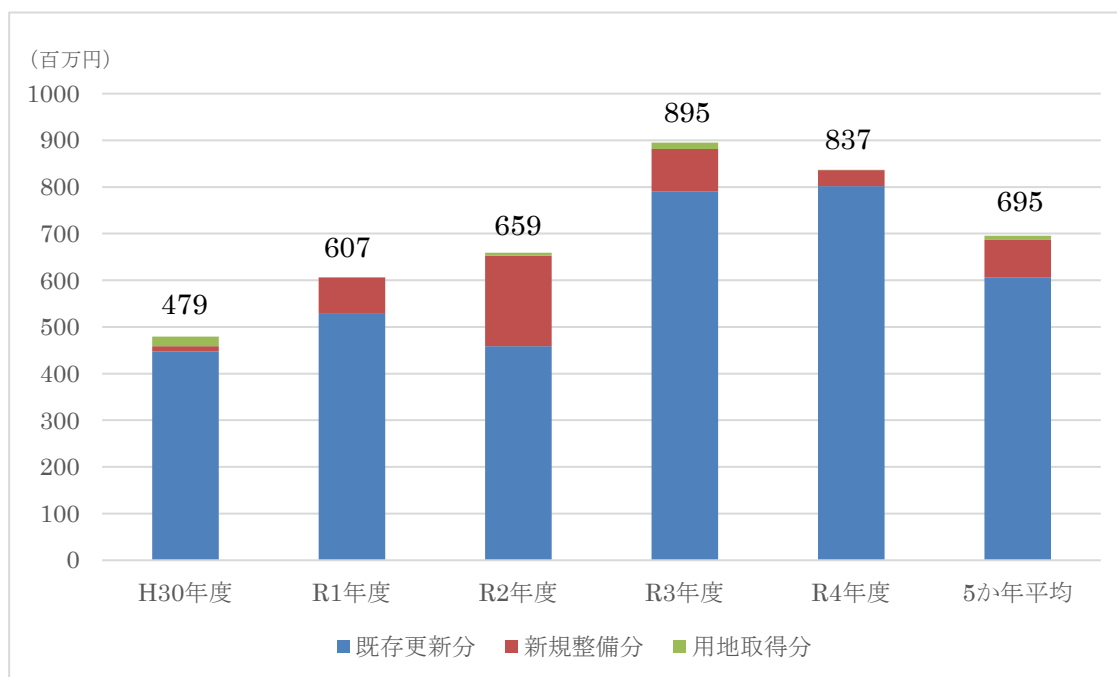


図 3.1.1 投資的経費の推移

表 3.1.2 投資的経費（上水道・下水道）の推移（千円）

上水道				
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度(2018 年)	32,639	0	0	32,639
令和 1 年度(2019 年)	26,641	0	0	26,641
令和 2 年度(2020 年)	54,838	0	0	54,838
令和 3 年度(2021 年)	37,104	0	0	37,104
令和 4 年度(2022 年)	39,244	0	0	39,244
下水道				
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度(2018 年)	2,862	0	0	2,862
令和 1 年度(2019 年)	756	0	0	756
令和 2 年度(2020 年)	8,140	0	0	8,140
令和 3 年度(2021 年)	13,244	0	0	13,244
令和 4 年度(2022 年)	31,607	0	0	31,607

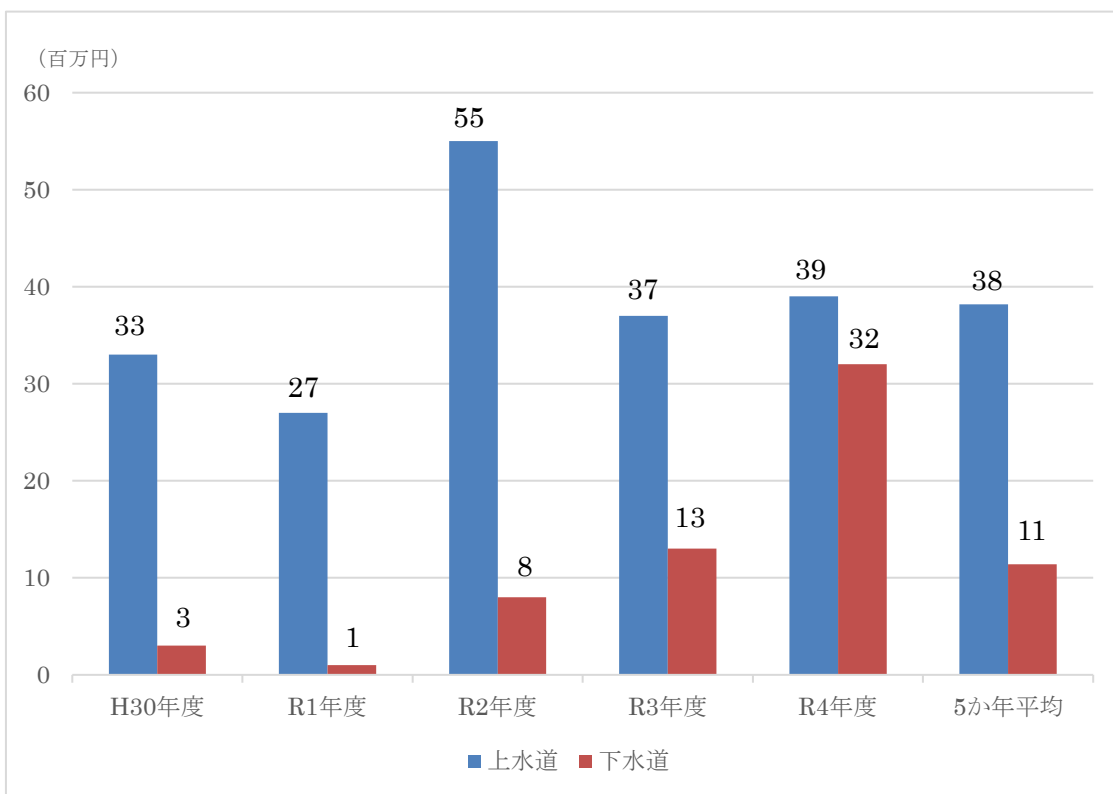


図 3.1.2 投資的経費（上水道・下水道）の推移

第2章 人口等の現況と将来の見通し

1. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本村の人口・世帯数の状況は、令和2年（国勢調査人口）で人口5,378人、世帯数1,924世帯、1世帯あたり人員2.80人となっている。人口は昭和55年の8,496人から年々減少してきており、世帯数は同年の2,053世帯から増加傾向にあったものの、平成17年の2,118世帯を頂点として減少に転じている。

本村の人口・世帯数の状況について、表2.1.1及び図2.1.1に人口・世帯数の推移（構成比）を示す。

表2.1.1 人口・世帯数の推移

年度	人口	世帯数	1世帯あたり 人員
昭和55(1980)年	8,496	2,053	4.14
昭和60(1985)年	8,073	2,084	3.87
平成2(1990)年	7,985	2,110	3.78
平成7(1995)年	7,727	2,097	3.68
平成12(2000)年	7,324	2,107	3.48
平成17(2005)年	6,974	2,118	3.29
平成22(2010)年	6,507	2,034	3.20
平成27(2015)年	5,865	1,990	2.95
令和2(2020)年	5,378	1,924	2.80

国勢調査（昭和55年度～令和2年度）

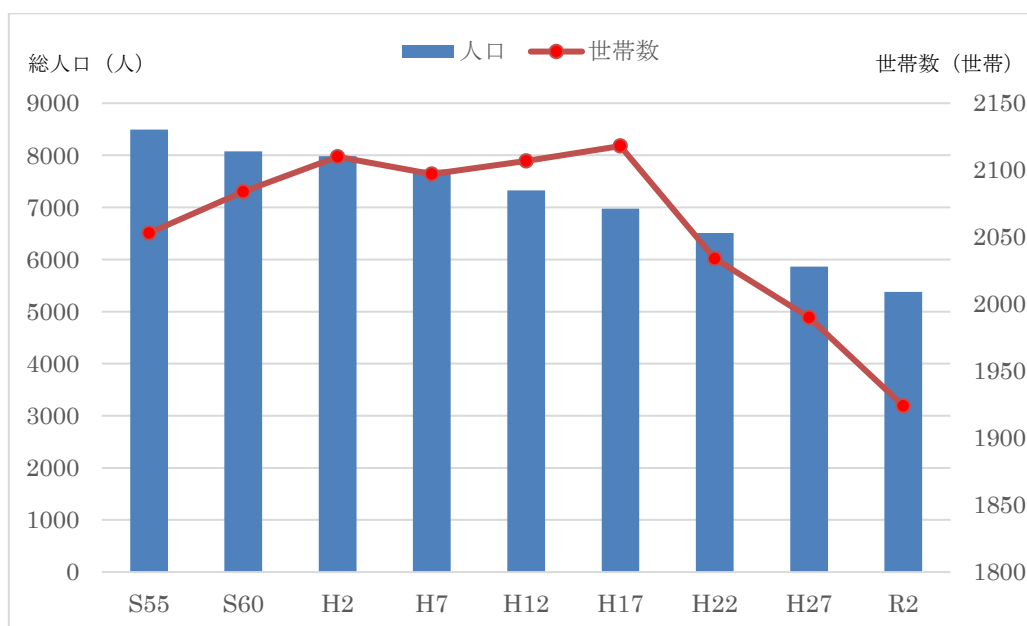


図2.1.1 人口・世帯数の推移

(2) 年齢3階層の人口の推移

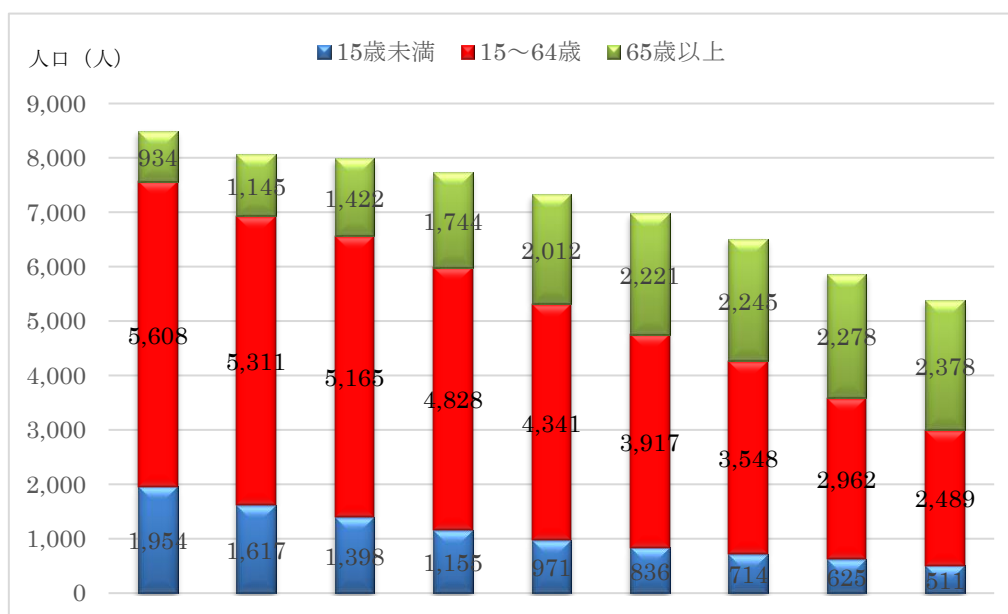
本村の年齢3階層別人口は、老年人口（65歳以上）が昭和55年の934人（11.0%）から平成27年の2,278人（38.8%）と一貫して増加傾向にあり、年少人口（15歳未満）は昭和55年の1,954人（23.0%）から令和2年の511人（9.5%）と減少傾向で、少子・高齢化が進行している。

人口・世帯数の状況について、表2.1.2及び図2.1.2～2.1.3に年齢3階層の人口の推移（構成比）、図2.1.4に年齢5歳階級別人口を示す。

表2.1.2 年齢3階層の人口の推移

年度		人口(人)			
		人口(人)	15歳未満	15～64歳	65歳以上
S55	1980年	8,496	1,954	5,608	934
S60	1985年	8,073	1,617	5,311	1,145
H2	1990年	7,985	1,398	5,165	1,422
H7	1995年	7,727	1,155	4,828	1,744
H12	2000年	7,324	971	4,341	2,012
H17	2005年	6,974	836	3,917	2,221
H22	2010年	6,507	714	3,548	2,245
H27	2015年	5,865	625	2,962	2,278
R2	2020年	5,378	511	2,489	2,378

図2.1.2 年齢3階層別人口の推移



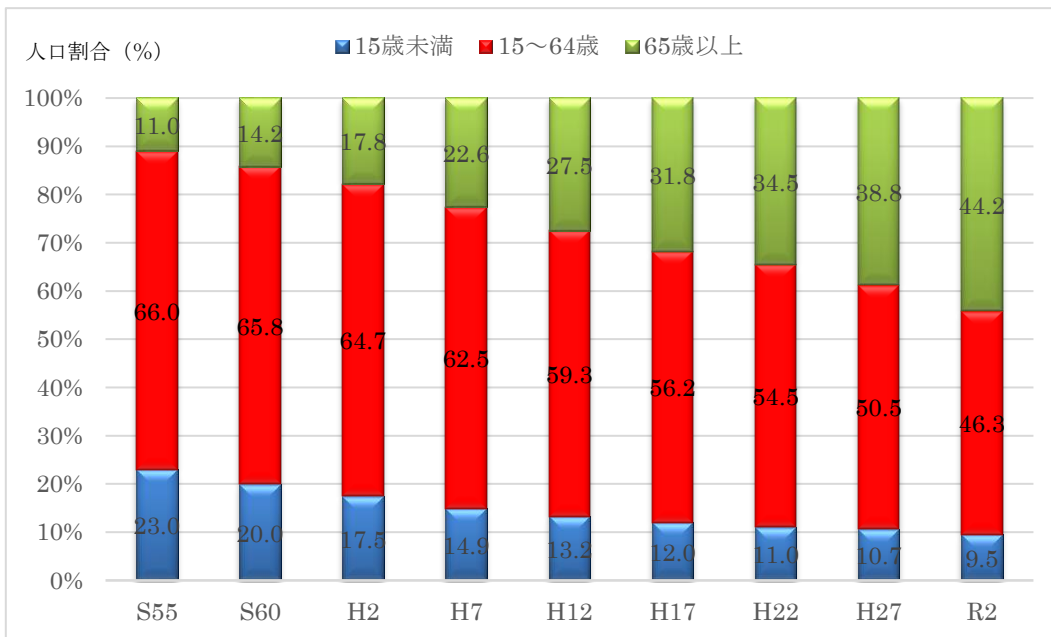


図 2. 1. 3 年齢3階層別人口の構成比の推移

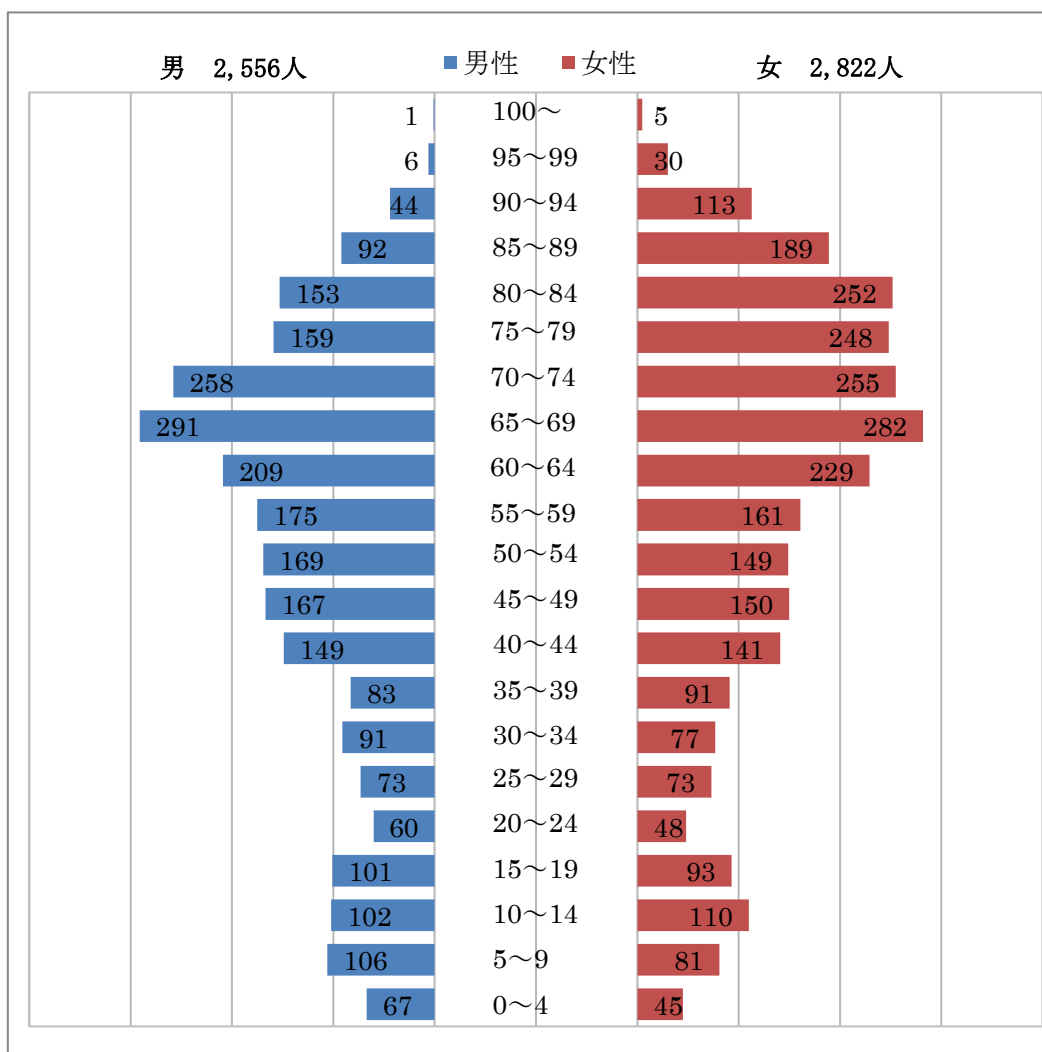


図 2. 1. 4 年齢別人口（5歳階級 令和2年国勢調査 総数 5,378人）

(3) 将来人口の推計

本村の将来人口については、九戸村人口ビジョン(平成28年3月策定。以下「村人口ビジョン」という。)によると、平成52年の人口は4,332人、平成22年比で33.4%減と推計されている。年少人口は553人、生産年齢人口は2,051人、高齢人口は1,727人と推計される。

本村の将来人口推計について、表2.1.3及び図2.1.5に将来人口推計、図2.1.6に年齢3階層の人口推計(構成比)を示す。

表 2.1.3 年齢3階層別将来人口推計(村人口ビジョン)

年齢区分	推計値				
	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
年少人口	581	553	526	530	553
生産年齢人口	2,686	2,458	2,325	2,190	2,051
老年人口	2,354	2,248	2,060	1,883	1,727
計	5,621	5,259	4,911	4,602	4,332

(* 端数処理により、各列合計が一致しない場合がある)



図 2.1.5 将来人口推計(村人口ビジョン)

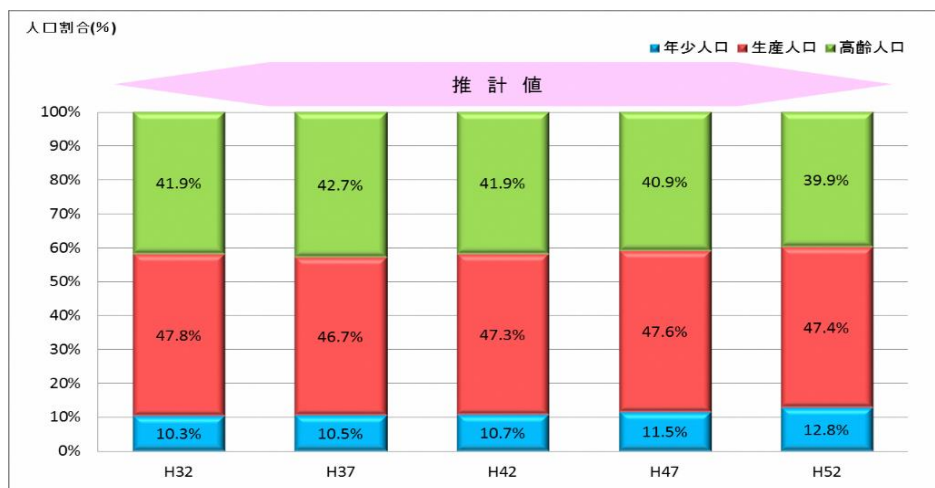


図 2.1.6 年齢3階層の人口推計構成比(村人口ビジョン)

2. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況

令和4年度の歳入は約52億円で、そのうち地方税は約4.9億円と全体の約1割に留まっている。また交付税は約24億円で歳入の半分近くを占めており、平成22年以来ほぼ同様の金額で推移してきたが、近年増加傾向にある。

歳入の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測されており、高齢化が進行するなかで、今後地方税の減少が懸念される。

平成22～令和4年度九戸村決算統計による本村の財政の状況について、表2.2.1及び図2.2.1に歳入の推移を示す。

表 2.2.1 歳入の推移（百万円）

年度	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和1 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
地方税	425	435	439	428	439	465	488	478	487	467	470	478	491
交付税	2,298	2,300	2,321	2,276	2,203	2,231	2,176	2,077	1,983	2,032	2,185	2,430	2,448
国補助	1,089	146	329	158	344	332	368	779	242	433	905	786	555
県補助	220	434	236	199	346	370	293	322	288	285	215	211	224
地方債	389	362	458	522	433	477	483	571	348	522	368	897	782
譲与税	55	54	51	48	46	48	48	48	48	54	60	60	64
その他	400	626	461	351	419	486	528	562	718	702	718	731	678
歳入計	4,876	4,357	4,295	3,982	4,230	4,409	4,384	4,837	4,114	4,495	4,921	5,593	5,242

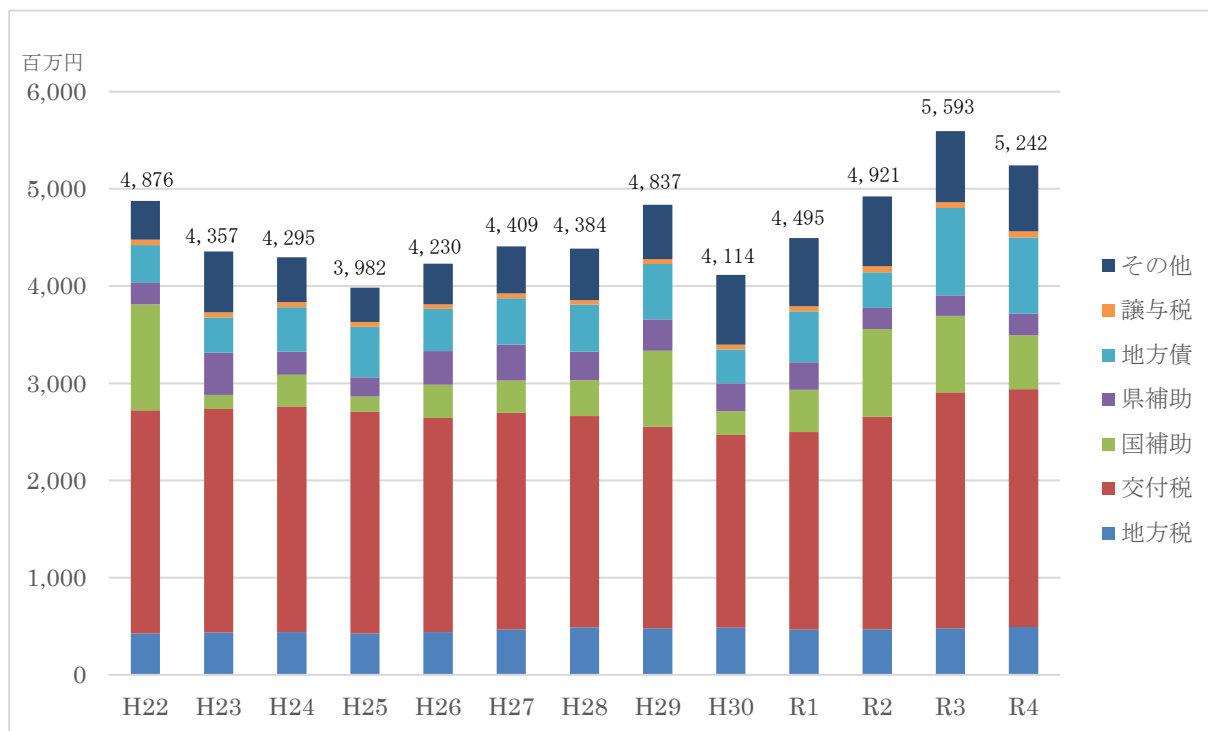


図 2.2.1 歳入の推移（百万円）

(2) 歳出の状況

令和4年度の歳出は約49億円であり、普通建設費や補助費等の減少により前年度より減少となっている。また扶助費は約5.4億円で全体の約1割を占め、平成22年度以降増加傾向にある。扶助費は高齢化社会の進行に伴い、今後も増加するものと想定される。

今後は扶助費の増加に伴い、普通建設費(投資的経費)に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれる。

平成22～令和4年度九戸村決算統計による本村の財政の状況について、表2.2.2及び図2.2.2に歳出の推移を示す。

表2.2.2 歳出の推移(百万円)

年度	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和1 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
人件費	622	641	589	568	587	538	527	558	532	537	715	824	816
物件費	598	633	621	655	700	750	723	731	714	823	729	837	790
維補費	2	2	3	3	5	4	7	17	11	14	11	16	11
扶助費	326	338	346	337	371	361	421	418	380	409	392	541	537
補助費	401	388	384	416	414	519	496	505	479	495	1,119	1,015	652
公債費	575	556	491	408	394	397	389	408	414	414	464	499	520
繰出金	412	445	403	395	403	410	456	400	419	443	423	406	456
普建費	944	589	335	485	543	690	654	665	547	647	699	962	922
その他	623	550	1,026	549	627	492	440	748	234	327	233	407	201
歳入計	4,503	4,142	4,198	3,816	4,044	4,161	4,113	4,450	3,730	4,109	4,785	5,507	4,905

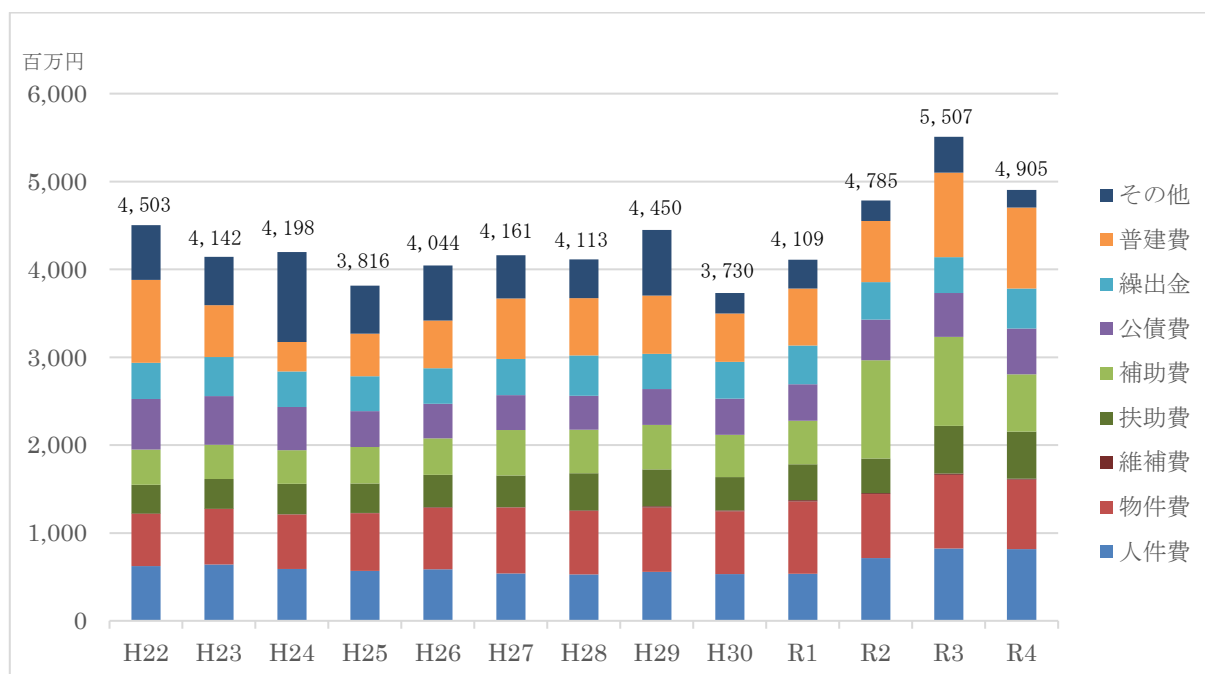


図2.2.2 歳出の推移(百万円)

(3) 財政指標の状況

平成 27～令和 4 年度市町村別決算状況調（総務省）による本村の財政指標の状況について、表 2.2.3 及び図 2.2.3～2.2.6 に財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示す。

表 2.2.3 財政力指数の推移

財政指標	区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
財政力指数	九戸村	0.18	0.20	0.20	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20
	岩手県市町村平均	0.34	0.35	0.35	0.36	0.37	0.37	0.37	
経常収支比率	九戸村	74.6	76.2	80.0	82.2	82.4	82.1	81.1	86.5
	岩手県市町村平均	87.2	88.0	89.8	91.3	92.6	91.2	88.8	
実質公債費比率	九戸村	3.9	3.8	4.5	5.4	6.2	6.9	7.2	7.6
	岩手県市町村平均	10.7	10.4	10.5	10.6	10.7	10.7	10.5	
将来負担比率	九戸村	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩手県市町村平均	51.7	47.5	47.2	45.2	47.4	41.4	34.9	

(注) 数値が公表されていない個所は空欄としている。

1) 財政力指数 ※1

財政力指数は平成 27 年度以降微増傾向にあり、平成 27 年度の 0.18 から令和 4 年度では 0.20 であった。また基幹産業である農業所得の減少等により、岩手県内市町村平均より 0.15 前後低い値での推移が続いている。

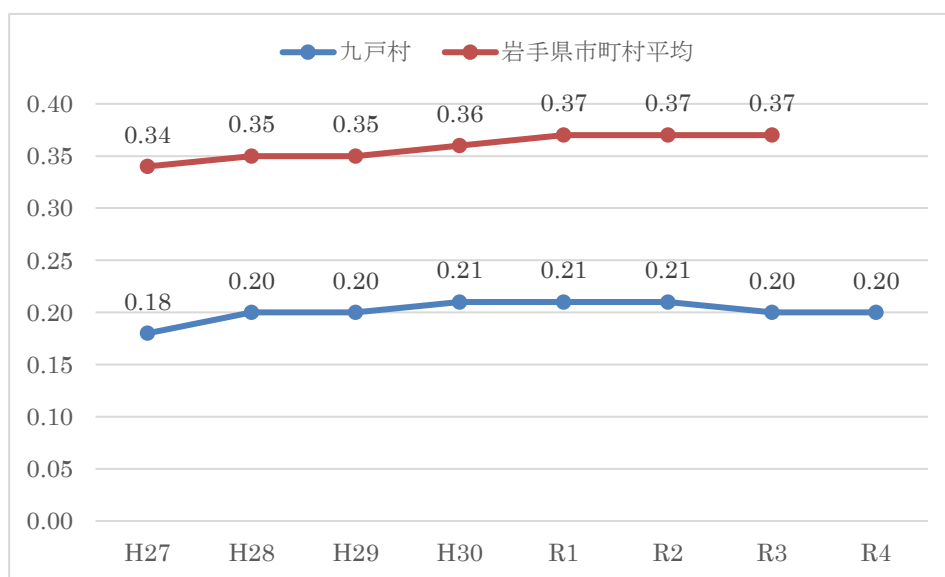


図 2.2.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。「1」を超えると地

方交付税が交付されない団体（不交付団体）となる。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3か年の平均値。

2) 経常収支比率 ※2

人件費や公債費の削減を進めてきたことにより改善傾向にあり、平成22年度以降は80%未満の値で推移していたが、近年増加傾向にある。また平成27年度以降岩手県市町村平均より低い値となっているが、増加傾向は平均値と同じような動向が見られる。

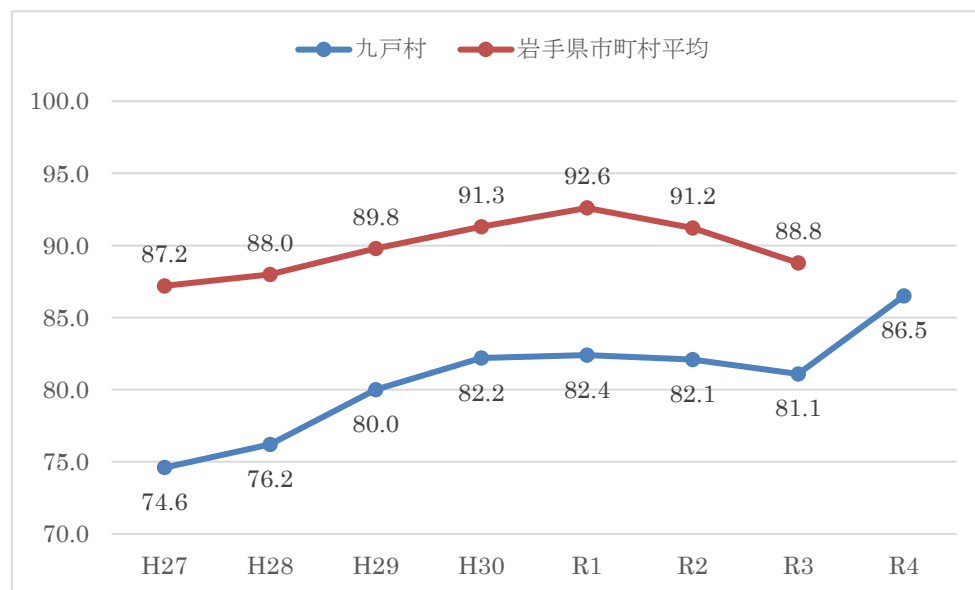


図 2.2.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合である。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなる。

3) 実質公債費比率 ※3

平成21年度以降、減少傾向が引き続いてきたが、平成28年度から増加傾向にあり、岩手県市町村平均との差も縮まってきている。

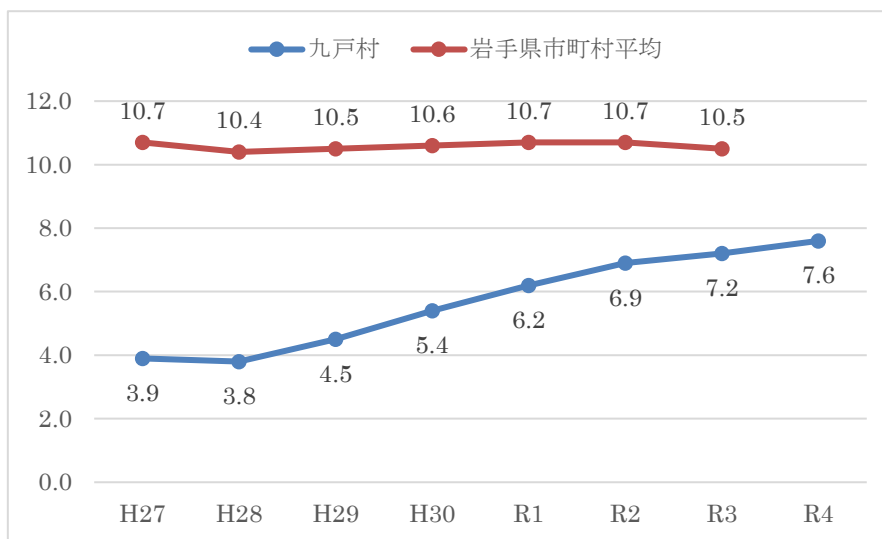


図 2.2.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したもの。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示す。この比率が18%以上になると村債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると村債の発行の一部が制限されることになる。

4) 将来負担比率 ※4

将来負担比率は、平成23年度以降「-」となっています。

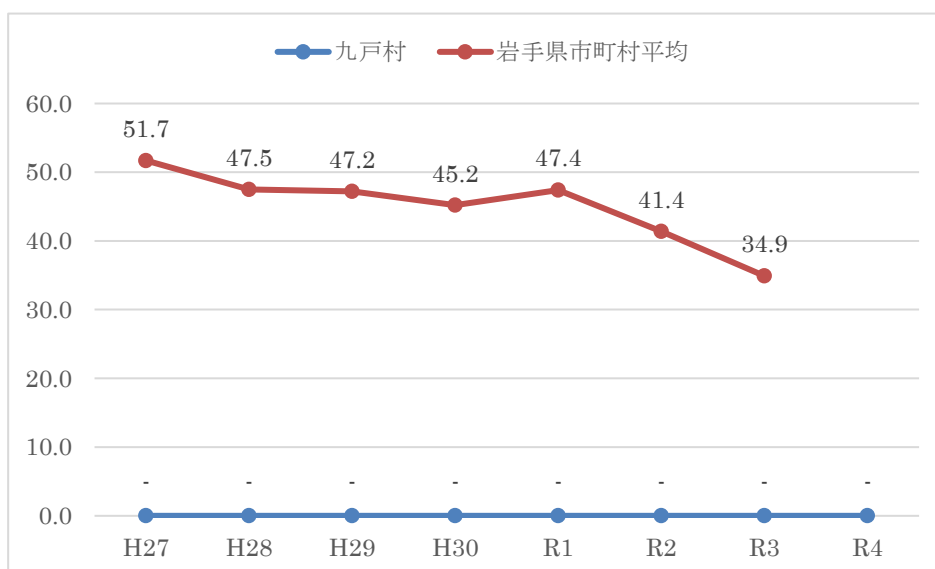


図 2.2.6 将来負担比率の推移

※4 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものの。この指標が「-」となっているのは、一般会計等の将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っていることを表しています。なお、本村に適用される早期健全化基準は350%とされています。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

(1) 公共施設の考え方

九戸村公共施設等総合管理計画（平成28年12月）の策定以降、村では、「九戸村公共施設個別施設計画（令和3年3月）」、「九戸村学校施設長寿命化計画個別施設計画（令和3年3月）」を策定しており、従来通り施設を維持した場合（以下、従来型）の将来更新費用、長寿命化を実施した場合（以下、長寿命化型）の将来更新費用を試算している。

そのため、村ですでに個別施設計画等を策定している施設については、整合性を図るため、個別施設計画等の将来更新費用の試算を反映する。

また、個別施設計画等の対象外の施設（その他施設と定義）については、「九戸村公共施設個別施設計画（令和3年3月）」の試算条件と同様に設定した。

上記に基づき、従来型・長寿命化型の将来更新費用の試算条件を以下に示す。

	従来型	長寿命化型
更新時期	耐用年数を50年と設定	耐用年数を80年と設定
改修周期	20年目・40年目に大規模改修	20年目に大規模改修 40年目に長寿命化改修 60年目に大規模改修
更新単価	【従来型・長寿命化型 共通】 策定済みの個別施設計画等を基に、330,000円/㎡と設定	
備考	維持修繕費も見込む	
		※旧耐震基準で要調査の場合は、従来型と同様

(2) インフラ資産の更新の考え方

インフラについては、個別施設計画も未策定であり、本計画におけるインフラにおける将来更新費用については、九戸村公共施設等総合管理計画（平成28年12月）と同条件とし、従来型・長寿命化型で試算条件を分けない。

1) 道路の考え方

①耐用年数を15年と仮定し、試算の期間を40年に設定する。
 ②総面積を耐用年数の15年で割った面積(1/15)を毎年更新すると仮定する。
 ③道路面積に更新単価を乗じて算定する。

区分	種別	単価
道路	一般道路	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道	2.7 千円/㎡

2) 橋りょうの考え方

①耐用年数を60年と仮定し、試算の期間を40年に設定する。
 ②現状が鋼橋の橋りょうについてはそのまま鋼橋で更新し、それ以外の橋りょうについては、PC橋にて更新すると仮定する。
 ③橋りょう面積に更新単価を乗じて算定する。

区分	種別	単価
橋りょう	鋼橋	500 千円/㎡
	PC橋、RC橋、石橋、その他	425 千円/㎡

3) 上水道の考え方

①耐用年数を40年と仮定し、試算の期間を40年に設定する。
 ②上水道延長に更新単価を乗じて算定する。

区分	種別	単価
上水道 導水管及び送水管	300mm未満	100 千円/m
	150mm未満	97 千円/m
上水道 配水管	150mm～200mm 未満	100 千円/m

4) 下水道の考え方

- ①耐用年数を50年と仮定し、試算の期間を40年に設定する。
- ②下水道延長に更新単価を乗じて算定する。

区分	種別	単価
下水道	250mm未満	61 千円/m
	251~500mm未満	116 千円/m

(3) 公共施設等（建物施設、インフラ資産）の将来更新費用の見通し

①従来型の将来更新費用の見通し

今後、これまでに整備されてきた公共施設等は、その多くが改修・更新時期を迎え、将来更新費用への負担が増加することが見込まれる。

現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合、40年間の将来更新投資は、年平均で約15.2億円と、投資的経費（上下水道を含む）の約5.9億円と比較して、約9.3億円の差がある。

今後40年間の試算結果について、図3.1.3～3.1.4及び表3.1.3に示す。

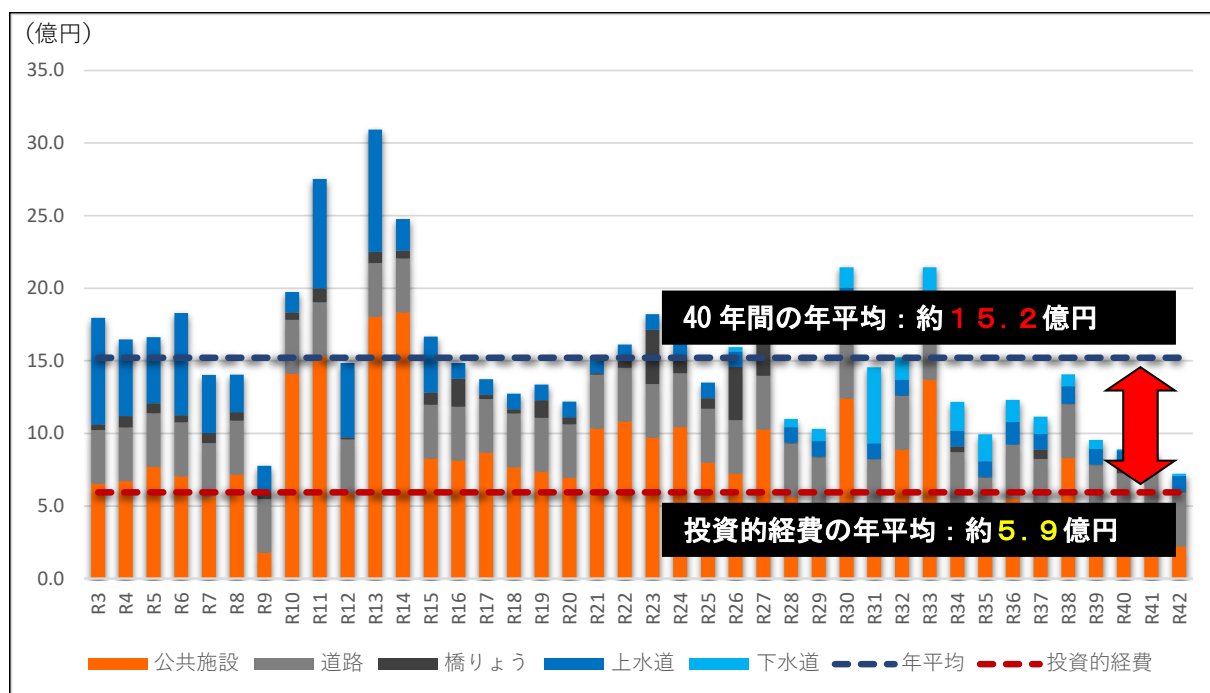
【試算基準年 2020（令和1）年度】

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 約5.9億円

○年更新費用：約15.2億円（40年間総額約608.1億円／40年間）

○ 年平均＝約5.9億円 — 約15.2億円＝約9.3億円差額



※投資的経費は、上水道・下水道分も含めて掲載

図 3.1.3 今後40年間に要する将来更新費用（従来型）

(単位：億円)

期間	当初10年間 (R3~12)	11~20年目 (R13~22)	21年~30年目 (R23~32)	31年~40年目 (R33~42)	合計	年間 平均
公共施設	77.9	104.5	81.7	53.8	317.9	7.9
道路	37.0	37.0	37.0	37.0	148.2	3.7
橋りょう	5.7	7.0	14.4	2.2	29.4	0.7
上水道	46.6	22.0	10.8	11.4	90.8	2.3
下水道	0.0	0.0	10.9	11.0	21.9	0.5
合計	167.3	170.6	154.8	115.4	608.1	15.2

表 3.1.4 今後40年間における将来費用試算結果(従来型)

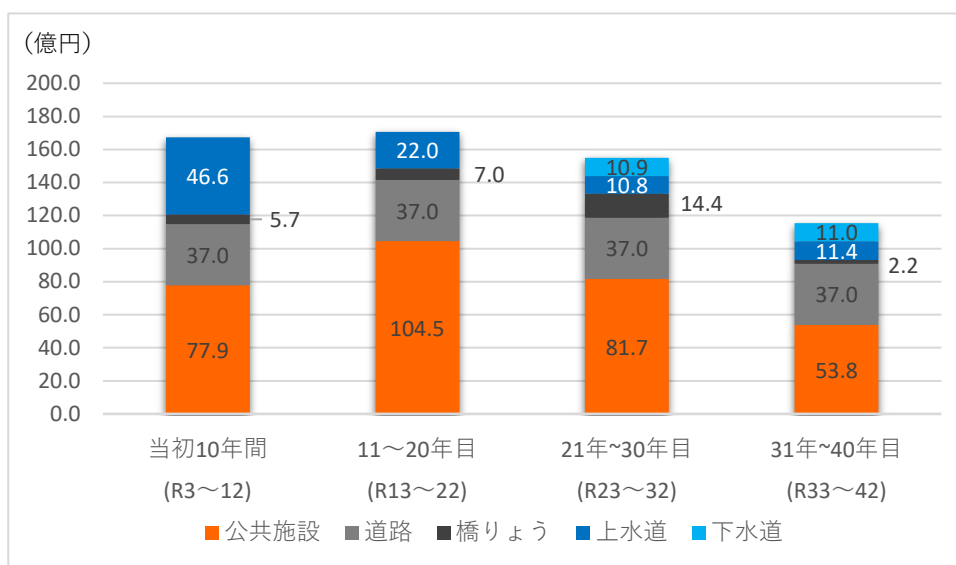


図 3.1.6 10年毎の将来費用試算結果(従来型)

②長寿命化型の将来更新費用の見通し

公共施設等を長寿命化（築後 80 年目まで）で利用し続けた場合、40 年間の将来更新投資は、年平均で約 13.5 億円と、従来型の年平均（約 15.2 億円）と比較して、年平均約 1.7 億円（合計 約 68.6 億円）の縮減効果が図られる。

一方、投資的経費（上下水道を含む）の約 5.9 億円と比較して、約 7.6 億円の差がある。

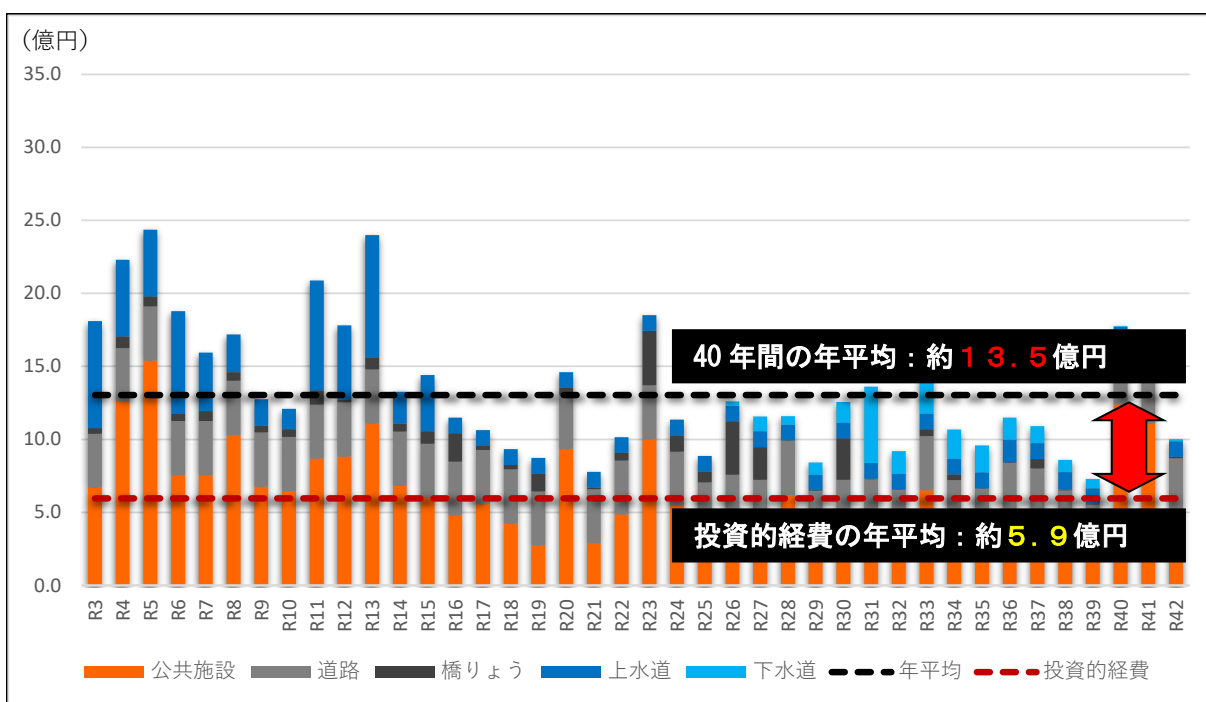
【試算基準年 2020（令和 1）年度】

【試算結果】

○直近 5 年間の投資的経費：年平均 約 5.9 億円

○年更新費用：約 13.5 億円（40 年間総額 約 539.5 億円／40 年間）

○ 年平均＝約 5.9 億円 － 約 13.5 億円＝ 約 7.6 億円差額



※投資的経費は、上水道・下水道分も含めて掲載

図 3.1.5 今後 40 年間に要する将来更新費用（長寿命型）

(単位：億円)

期間	当初10年間 (R3~12)	11~20年目 (R13~22)	21年~30年目 (R23~32)	31年~40年目 (R33~42)	合計	年間 平均
公共施設	90.8	58.3	45.1	55.1	249.3	6.2
道路	37.0	37.0	37.0	37.0	148.2	3.7
橋りょう	5.7	7.0	14.4	2.2	29.4	0.7
上水道	46.6	22.0	10.8	11.4	90.8	2.3
下水道	0.0	0.0	10.9	11.0	21.9	0.5
合計	180.2	124.3	118.3	116.7	539.5	13.5

表 3.1.4 今後40年間に於ける将来費用試算結果(長寿命化型)

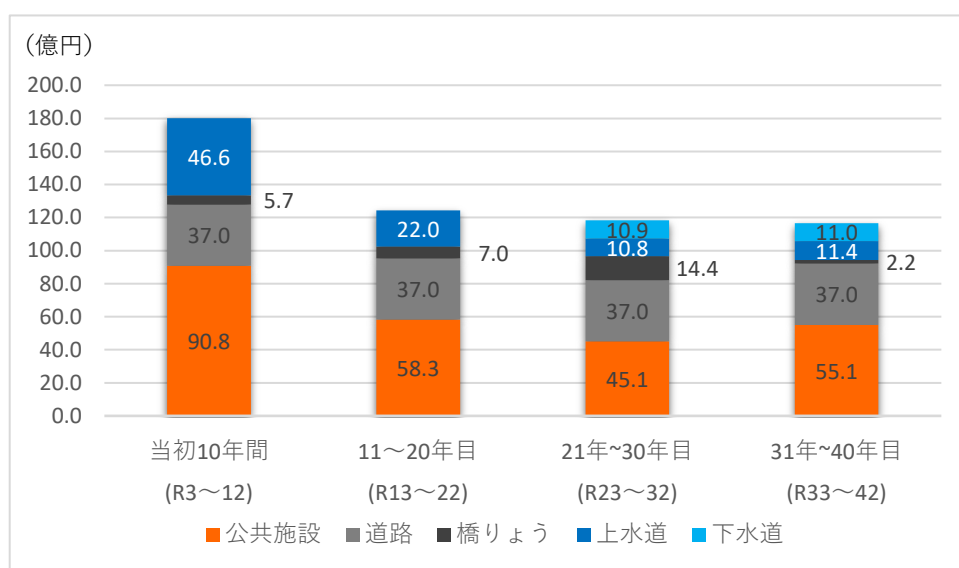


図 3.1.6 10年毎の将来費用試算結果(長寿命化型)

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 整合性を図るべき関連計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方向性を検討するうえで、現在、進められているむらづくりの各種関連計画との整合を図るため、以下の表 4.1.1 に現存の関連計画を整理した。

今後、これらの計画を更新、見直しする際でも、本総合計画との整合性を図るものとする。

表 4.1.1 九戸村における関連計画

区分	九戸村における関連計画	作成年月
建物施設	新九戸村総合発展計画後期基本計画	平成 28 年 3 月
	九戸村ふるさと振興戦略	平成 28 年 3 月
	第 7 次九戸村行政改革大綱	平成 27 年 3 月
	九戸村食育推進計画	平成 22 年 8 月
	九戸村子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年 3 月
	九戸農業振興地域整備計画	平成 27 年 3 月
	九戸村地域防災計画	平成 24 年 2 月
	九戸村耐震改修促進計画	平成 20 年 3 月
	九戸村公営住宅長寿命化計画	平成 26 年 2 月
	九戸村学校施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月
	九戸村公共施設長寿命化計画書	令和 3 年 3 月
インフラ資産	橋梁長寿命化報告書	平成 25 年度
	九戸村水道事業計画	平成 15 年度
	九戸村汚水処理施設実施計画	平成 19 年 11 月
	九戸村下水道事業効率化計画	平成 28 年 3 月
	九戸村浄化センター設備保全計画	平成 28 年 12 月
	九戸村水道事業経営戦略	平成 31 年 3 月

2. 個別計画等の方向性

個別の施設計画等の策定を行うときは、本総合計画の基本方針に基づくものとし、施設用途ごと、或いは個々の施設ごとに各施設の保有する設備や機械、備品等の取り扱いを含めて具体的な計画を定めていくものとする。

3. 各施設の必要性の検討

(1) 各施設の必要性の検討

現在提供しているサービスの継続の必要性を判断するため、以下の表 4.3.1～4.3.2 の区分を参照し、公共施設の継続等の必要性を判断する。

表 4.3.1 公共施設の必要性の区分

区分	適用
I 廃止・解体	①村により廃止・取壊(取壊済み)を決定している施設 ②公共サービスとしての必要性に乏しい施設
II 継続	
1 継続	①現施設を長寿命化により継続する施設
2 転用	公共サービスは必要、施設は必要ない。 ①地域や住民による移管 ②民間施設の利用(委託・指定管理者制度) ③施設が無くても提供可能な代替サービス
3 統廃合・共用・合築	①学校の統廃合 ②類似機能の共有化
4 広域化・多機能化	①他自治体の施設を利用 ②一部事務組合・広域連合等 ③独立して必要のない施設
III 新設・増築	①拡張など新たに施設を新設・増築

参考資料:「東洋大学モデルの提案」

表 4.3.2 公共施設のサービス(ソフト)と施設(ハード)の区分

		サービス(ソフト)	
		継続 (現在の場所・地域で、同様の行政サービスを継続又は縮小、拡充・新設する)	廃止 (現在の場所・地域での同様の行政サービス提供は廃止する)
施設(ハード)	継続 (現在の施設を継続使用する)	<p>パターン1. 施設及びサービスを継続する</p> <p>①施設の集約化、複合化・多機能化 ②一部用途転用 ③一部貸付 ④継続使用(維持・運営コストの削減、指定管理、省エネ化等) ⑤改修・建替(公共施設の長寿命化)など</p> <p>※既存施設でサービス提供できない場合は「新設」もあり得る</p>	<p>パターン3. 施設は継続するが、現在のサービスは廃止する</p> <p>⑧施設の用途転用 など</p>
	廃止 (自治体として現在の施設の使用を中止する)	<p>パターン2. サービスは継続するが施設は廃止する</p> <p>⑥他の公共施設の空き空間や民間施設の利活用 ⑦独自で所有せずに複数の市町村による共同での行政サービス提供など</p>	<p>パターン4. 施設もサービスも廃止する</p> <p>⑨民間企業等への貸付、売却 ⑩施設の取り壊し など</p>

4. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

① 公共施設等の大規模改修・建替え等への対応

本村では、昭和 50 年代の高度経済成長期と、その後の施設の需要に応じて、学校教育系施設、公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設、文化系施設などの多様な公共施設が整備されてきた。

今後、これらの公共施設は、昭和 50 年代から整備された公共施設の老朽化が進み、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続していくとすると、令和 10 年頃から更新費用が増大し、また、突出して大規模改修・建替え等の費用が多くなる年がある。

このような状況を回避するには、大規模改修・建替え等にかかる費用の年度毎の支出を平準化させることが必要であり、施設の長寿命化を図り、全体的な費用を抑えることが重要である。

そのため、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要がある。

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

本村の人口は、昭和 55 年以降減少に転じ、核家族化により世帯数は増加しているものの人口減少と少子高齢化が進行している。

そのため、人口構成の大きな転換に伴う村民のニーズへの変化に対応した適正な公共施設の総量や機能の再編成を検討していく必要がある。

③ 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い村税収入の減少や、少子・高齢化に伴う扶助費等の負担の増加、地方交付税の段階的縮減など、公共施設等の維持管理のための財源確保は、ますます厳しくなるものと予測される。

将来更新費用の推計において、投資的経費の実績値が年間約 5.4 億円であるのに対し、今後 40 年間では年平均で約 9.9 億円、或いは 8.7 億円の費用が必要になるという試算結果である。

こうした厳しい財政状況の中で、村民との協働も視野に入れながら、維持管理費の削減、民間企業との連携や、事業の効率化に取り組み、機能の維持を図っていく必要がある。

大規模改修や建替え、除却等の経費について、公共施設管理基金を創設し、計画的な基金積み立てや、国や県の補助金等を最大限活用するほか、過疎債や公共施設等適正管理推進事業債等の地方債も有効に活用し、必要となる財源の確保に努めます。

(2) 計画期間

本計画は、計画期間を 10 年（平成 29 年度～令和 8 年度）とし、必要に応じて適時見直しを図るものとする。

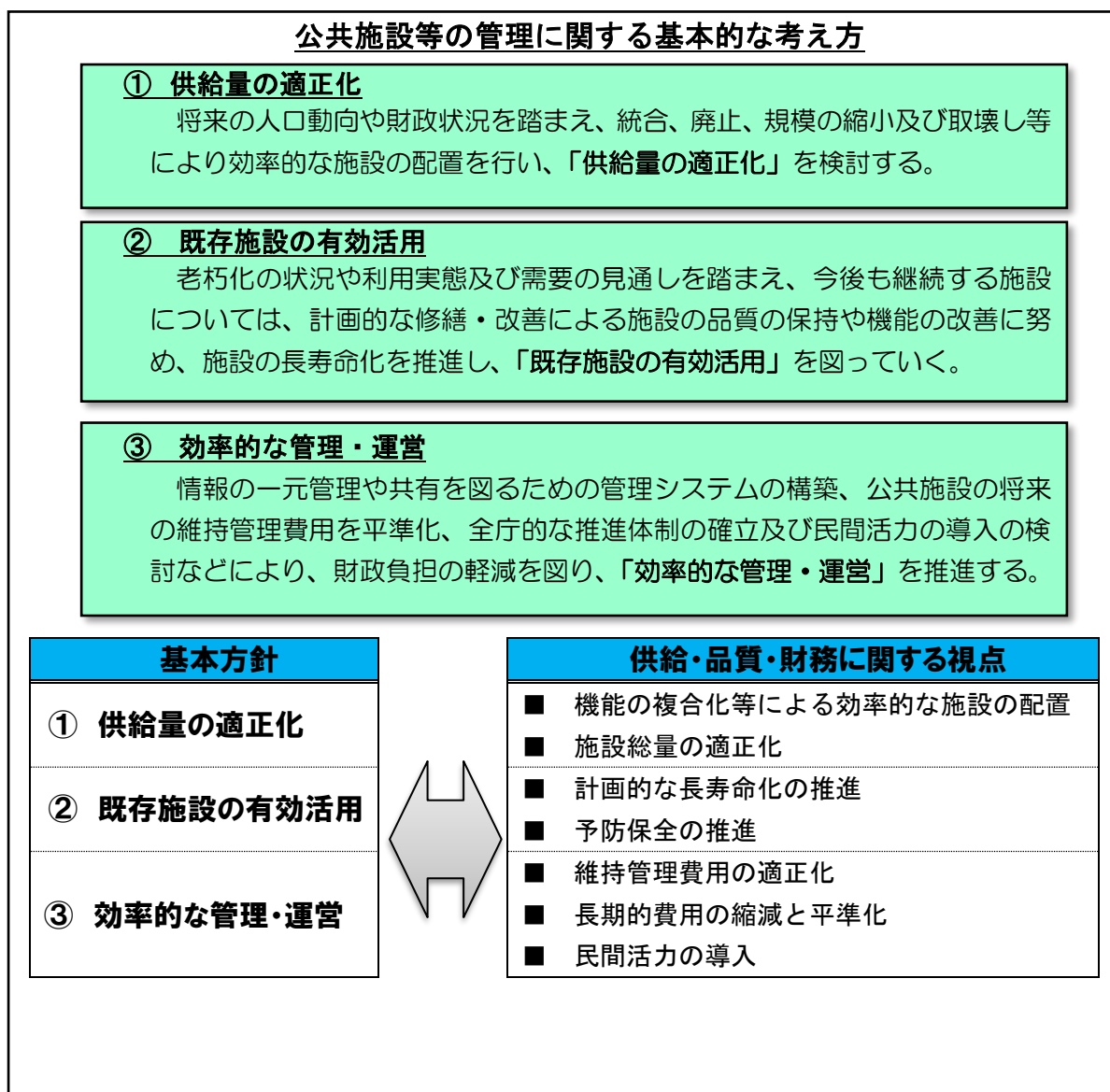
5. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成など地域の特性や市民ニーズに対応しながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境の維持、継続を図っていく。

(1) 供給・品質・財務に関する基本方針（3つの視点）

以下の供給・品質・財務に関する視点により、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進する。

このことにより、今後40年間の公共施設等の将来更新費用を約60%（約9億円/年）削減する。



(2) 施設用途ごとの基本方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、用途ごとの将来の公共施設の基本方針を表4.5.1に示す。

表 4.5.1 将来の公共施設の基本方針

(建物施設)

施設用途	現状及び課題等 (令和4年度現在)	村の基本方針 (将来の施設利用検討)
<p>1 学校教育系施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と少子化により、児童・生徒数の減少が進む。 ・村内には5小学校（伊保内、長興寺、戸田、江刺家、山根）、1中学校（九戸）がある。 ・令和4年11月25日に総合教育会議において「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」が承認され、令和7年度に小学校を1校に統合し、令和11年度には九戸中学校を含めて小中学校の再編を行い、「小中一貫校」または「義務教育学校」の開校を目指す方向性が示され、令和5年第1回定例会では、5小学校を1校に統合する条例案が可決されている。 ・小学校は昭和58年以降の建物でいずれも新耐震、中学校は昭和53年の建物で耐震診断・改修を実施済み。 ・教職員住宅は4施設5棟あり、管理戸数19のうち入居戸数は9。 ・学校給食センターは村内1施設で、平成9年の建物。 ・旧宇堂口小は埋蔵文化財所蔵庫等として使用。 ・伊保内高校の遠隔地入学生受入れ施設建設（令和5年7月完成）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に小学校統合に向け、作業を進めるとともに、左記の指針により、令和11年度には九戸中学校を含めて小中学校の再編を行い、「小中一貫校」または「義務教育学校」の開校を目指す方向で検討を進める。 ・小学校統合後の空き校舎の利用について、役場内に検討委員会を設け、利用計画の検討を進める。 ・なお、上記の空き校舎・公共施設は、民間活用又は産業収益施設としての活用を検討し、管理経費の抑制を図る。 ・併せて、図書館及び学習交流施設、給食センターの再整備を検討する。

施設用途	現状及び課題等（令和4年度現在）	村の基本方針 (将来の施設利用検討)
2 文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・九戸村公民館は昭和 62 年の建物。 ・九戸村山村開発センターは昭和 50 年の建物。 ・陶芸センターは平成 3 年の建物。 ・江刺家ふるさとセンターは昭和 56 年の建物。 ・ふるさと創造館は古民家を移築し平成 8 年に整備。 ・地域の集会施設が 15 施設あり、昭和 55 年から 63 年にかけての建物が多い。 ・ふるさと創造館と地域の集会施設は指定管理により運営、それ以外は村の直営。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設は、いずれの施設も地域住民の活動拠点として必要なものであり、効率的な維持管理・運営を推進する。 ・九戸村公民館、山村開発センターについて、逐次修繕を進める。
3 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・伊保内保育園は平成 7 年の建物。 ・戸田保育園は平成 5 年の建物。 ・ひめほたるこども園は平成 23 年の建物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊保内保育園及び戸田保育園の在り方について検討する。 ・その際、未満児保育環境の整備も併せて検討する。 ・ひめほたるこども園は適正管理に努める。
4 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・オドデ館は平成 11 年の建物で指定管理。利用者の増加等に対応が必要。 ・まさぎね館は平成 23 年の建物で指定管理。 ・パン工房は平成 16 年の建物で民間に貸付。 ・雑穀加工施設は平成 10 年の建物で指定管理。 ・村営戸田牧野牛舎及び管理棟は平成 17 年の建物で村直営。旧監視舎は昭和 41 年の建物で現在は戸田牧野の物置として使用。 ・五枚橋育成乳牛舎は昭和 44 年の建物で平成 18 年に育成部門移設により廃止。牛舎及び管理棟を除く建物は村営戸田牧野の飼料生産設備の格納庫として使用。 ・旧江刺家中は民間へ貸し付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オドデ館は需要増に対応した増改築を行う。 ・まさぎね館、雑穀加工施設、村営戸田牧野は利用率の向上を収入の増加につなげるとともに効率的な維持管理・運営を推進する。 ・パン工房、旧江刺家中は民間への譲渡を含めた検討を行う。 ・五枚橋育成乳牛舎のうち牛舎及び管理棟は役割を終えたため廃止する。 ・オドデ館の周辺整備（集出荷施設） ・甘茶工場の修繕

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

施設用途	現状及び課題等（令和4年度現在）	村の基本方針 (将来の施設利用検討)
5 行政関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は昭和57年の建物。 ・コミュニティ消防センターが4施設（江刺家、長興寺、戸田、南田）で平成元年から16年の建物。いずれも指定管理。 ・消防屯所が1施設で平成26年の建物。 ・バス停留所待合室が35施設・38棟あり、大半が平成8～10年の建物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも行政事務、消防防災、住民サービスに不可欠な施設であり、効率的な維持管理・運営を推進する。 ・九戸村役場及び各支所について、老朽化対策、省エネ対策など逐次実施していく。
6 スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ・B&G海洋センターは平成4年の建物（令和3年度に大規模改修を実施）。 ・総合運動場クラブハウスは昭和60年の建物。 ・九戸村体育センターは平成元年の建物。 ・上記3つのスポーツ施設はいずれも委託管理。 ・屋内ゲートボール場は平成10年の建物。 ・コロポックルランドは平成6～9年の建物。 ・パークゴルフ場は平成18年の建物。 ・ふるさとの館、ふるさとの湯っこは平成5年と12年の建物。 ・上記4つのスポーツ・レクリエーション施設はいずれも指定管理。 ・村営くのへスキー場のロッジ等は昭和56～平成7年の建物（一部移築建物有り）。第1リフトは昭和56年、第2リフトは平成7年の設備で第2リフトは平成18年度から運転休止。 ・ふるさとの館宿泊室の和室の洋室化、会議室の客室化、空調設備の整備、リモートワーク対応のため客室にデスク設置等リフォームを実施（令和4年度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民の健康増進に必要な施設であり、効率的な維持管理・運営を推進する。 ・村営くのへスキー場及び周辺施設について、当面、設備更新を行いながら、将来的な在り方について、村民を巻き込んで議論していく。 ・コロポックルランドは再整備の方針を検討する。 ・ふるさとの湯っこへの木質バイオマスエネルギーを活用したボイラー更新を検討する。 ・村内の村営公園について、その在り方や再配置の方針を検討する。 ・総合運動場、体育センター、B&G海洋センター、屋内ゲートボール場については、長寿命化を図りながら適正な管理に努める。

施設用途	現状及び課題等（令和4年度現在）	村の基本方針 (将来の施設利用検討)
7 保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・九戸村保健センターは昭和57年の建物。 ・九戸村老人福祉センターは昭和57年の建物で村直営。 ・九戸村総合福祉センターは昭和40年と平成12年の建物で委託管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも村民の保健・福祉の増進に必要な施設であり、効率的な維持管理・運営を推進する。
8 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の公営住宅は10団地（川向、第二川向、戸田、第二戸田、山根、荒谷、小倉、第二小倉、長興寺、江刺家）、96棟ある。管理戸数は101戸で96戸が入居している。建築時期は平成元年～22年。 ・若者定住促進住宅は5団地（江刺家、戸田、南田、山根、長興寺）、28棟ある。管理戸数は28戸で27戸が入居している。建築時期は平成23～令和2年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民の住宅ニーズに対応するため、安全、安心な住環境の提供と効率的な維持管理・運営を推進する。 ・九戸村公営住宅長寿命化計画を基に計画的な修繕、改善を図る。 ・村営住宅入居者の退去時に住宅診断を行い、修繕工事を逐次実施していく。
9 インフラ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遠志内地区営農飲雑用水施設は平成13年の建物で村直営。 ・九戸浄化センターは平成12年の建物で民間に管理委託。 ・農業集落排水事業戸田地区処理場は平成14年の建物で民間に管理委託。 ・平成7年に使用廃止となっているごみ焼却場管理棟がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に不可欠な水道、下水道施設であり、効率的な維持管理・運営を推進する。 ・旧ごみ焼却場は解体撤去を検討する。 ・中長期の整備更新見込みを踏まえ、計画的に整備更新を進める。
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場は平成22年の建物で村直営。 ・車庫、長興寺倉庫は村直営、企業用倉庫は民間貸付。 ・公園等のトイレは5棟（上町駐車場、戸井良水芭蕉公園、ふれあい広場、九戸村森林公園、宇堂口地区農村公園）。昭和45～平成12年の建物。 ・旧戸田中は倉庫として使用していたが、令和2年度に撤去済み。 ・旧伊保内幼稚園は昭和50年の建物で、平成23年の廃園後は倉庫等として使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効利用されており、効率的な維持管理・運営を推進する。 ・旧伊保内幼稚園園舎の利活用について検討する。 ・老朽化による未利用施設について、その在り方を検討する。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(インフラ資産)

施設用途	現状及び課題等 (令和4年度現在)	村の基本方針 (将来の施設利用検討)
11 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路線数は197。 ・延長合計は262,318m。 ・面積合計は1,331,574㎡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なパトロールを実施し、安全性を確保する。 ・緊急性、利便性を考慮し、計画的で効率的な維持管理、修繕整備を推進する。
12 橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの数は80橋。 ・延長合計は1,445m。 ・面積合計は7,564㎡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な定期点検を実施し、健全性、安全性を確保する。 ・橋梁長寿命化修繕計画に則り、計画的な予防保全型の維持管理、修繕及び耐震化を行う。
13 水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の管路延長の合計は約92,875m。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定供給のため、効率的な維持管理・運営を推進する。
14 下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道と農業集落排水がある。 ・管渠延長の合計は35,761m。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理・運営を推進する。

6. 施設の将来利用における基本的な方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 定期的な点検・診断の実施

庁内の点検実施体制を構築し、中長期的なコスト削減・財政負担の平準化に向けて、統一的な点検・診断基準に基づきながら定期的な点検・診断に取り組む。

② 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築

施設特性に応じた合理的な点検・診断方法の検討を進め、具体的な方法や頻度、外部委託や地域住民との協働を含めた実施体制などについて精査し、継続的に実施可能な点検・診断体系を構築する。

③ 点検・診断結果の一元管理の推進

維持管理の効率化・高度化に向けて、施設台帳や点検・診断結果等の情報の蓄積や活用に取り組み、情報の一元管理を推進する。

また、公共施設の建設時期から経過年月によって、表 4.5.1 に示すように、旧耐震基準、新耐震基準（前期）、新耐震基準（後期）の建築物に3分類し、それぞれの分類ごとに点検・診断の実施方針を整理する。

ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性の確保が重要である。そのため、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努める。また、既に耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留意して点検・診断を行う。

イ) 新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する（昭和50年代）施設は、既に大規模改修の実施時期を迎えており、詳細に劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理により大規模改修の実施を検討する。

ウ) 新耐震基準（後期）

建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されることから、今後、長期使用を前提とし、日常点検、定期点検の実施により、継続的な施設状況の把握に努め、建築後15年を目安に詳細な劣化調査・診断等を実施する。

表 4.6.1 公共施設の建設時期による分類

建築物の分類	要件
旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後35年以上が経過している施設とする。
新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合し、昭和57年から平成10年までに建築された施設で、建築後18年から34年経過した施設とする。
新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、平成11年以降に建築された施設で、建築後17年以内の施設とする。

(注) 改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル(国土交通省)参照

大規模改修の一つでもある外壁及び屋根防水の修繕周期は、建設後概ね10年～15年が目安とされていることから、建築後17年以内の施設は「新耐震基準（後期）」とし、18年以上経過した建築物を「新耐震基準（前期）」と設定した。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 予防保全的な維持管理の実施

維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理・修繕費を削減するとともに、点検・修繕、小規模改修等による予防保全を重視しながら、建物寿命を延命化し建替え等に係る負担を軽減する。

② 新設・更新時におけるライフサイクルコストの縮減

施設の新設・更新の際には、省エネルギー対策や日常的な点検・小修繕等の維持管理の容易性に配慮した構造や仕様、耐久性材料等を採用することによりライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、中長期的な視点に立ち財政負担の平準化を図る。

(3) 安全確保の実施方針

① 公共施設等の安全確保

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、危険性が認められた場合は、供用停止などの緊急措置を講ずる。また、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施するなど、安全確保に万全を期す。

② 用途を廃止した施設の適切な管理

用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。早急な除却が困難な施設については、防護柵の設置等による立入禁止措置や定期的な見回りにより、安全の確保に充分配慮するなど適切な管理に取り組む。

(4) 耐震化の実施方針

① 耐震改修促進計画等の推進

多くの住民が利用する公共施設については、着実に耐震化を推進する。また、インフラ施設についても、耐震対策の必要性を把握したうえ、施設特性に応じた取組の優先度を設定し、計画的な対策の推進に取り組む。

② 効率的な対策実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することによりコスト縮減を図るなど、大規模修繕等の機会を捉えた効率的な対策を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

① 公共施設の長寿命化

公共施設（建物）は、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進する。

用途廃止する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指す。

② インフラ施設の長寿命化

インフラ施設は、定期的な点検、個別の長寿命化計画などに基づき、耐久性、耐震性、効率性などを検討し、長期的な安全性を向上させるとともに、計画的な予防保全型の維持管理、修繕を行い、長寿命化を推進する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安全・安心な生活をおくるため、公共施設等の改修や更新の際には、岩手県「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、様々な利用者の視点を大切にした整備に努めます。

(7) 脱炭素化の推進方針

村では、2050年までに温室効果ガス排出量の削減と再エネ・省エネ化導入によるエネルギー自給率100%以上を目指している。

公共施設等についても、建替えや改修に合わせた太陽光発電設備やLED照明の導入、断熱性能の向上などを推進する。

(8) 統合や廃止の推進方針

① 公共施設の統廃合や縮小

人口減少や生活スタイルの変化に伴って、公共施設のあり方も対応が求められることから、施設の耐用年数、利用状況、運営状況、維持管理コスト等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等に取り組む。

② 統廃合により生じる施設の活用

公共施設の統廃合や規模縮小に伴って発生する空き施設については、公的な他の用途として利活用を検討するほか、必要に応じて民間への売却や賃貸などにより有効活用を推進する。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 住民協働、民間活力の導入

住民の身近な公共施設等については、維持管理の担い手としての役割が期待される地域住民等との協働を推進する。特に、広く村民が利用する公共施設については、指定管理者制度などPPP^(*注1)／PFI^(*注2)の考え方による施設管理の導入を促進し、運営の効率化とサービスの向上を図る。

② 施設管理者の技術力向上

各施設の管理者に対する定期的な技術研修会、連携会議の開催など、技術支援体制を構築し、施設管理者の技術力を高める。

(10) 取組み体制

① 一元的な推進体制の構築

行政職員自らが公共施設の長寿命化やライフサイクルコスト削減のための知識・技術を身につけるよう研修、啓発に取り組む。

また、部局横断的な情報共有や調整、計画の進捗管理を行うため、公共施設等の適正な管理に向けた庁内の一元的な推進体制を構築する。

(*注1) PPP;パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民連携と呼ばれ、民間委託、指定管理者制度、PFIなどが含まれる。

(*注2) PFI;プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設の建設、維持管理、運営を民間の資金やノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。

(11) PDCA サイクルの推進方針

本計画のフォローアップは、以下の手順で実施する。

① 計画 (Plan)

村の上位・関連計画との整合に留意して、『九戸村公共施設等総合管理計画』を策定する。

② 実施 (Do)

公共施設等総合管理計画に基づき、各個別施設計画の執行とともに、庁内横断的に『施設の維持・管理』を実施する。

③ 検証 (Check)

供給、品質、財務の観点から『検証』を実施する。

④ 改善 (Action)

検証結果で、機能の低下や利用者の減少傾向がある場合は『改善』を実施（利用料の改善、運営費用の削減、機能更新、統廃合等）する。

⑤ 計画 (Plan)

評価内容に従い公共施設等総合管理計画の「見直し」を実施する。

以下、P → D → C → A と繰り返し。

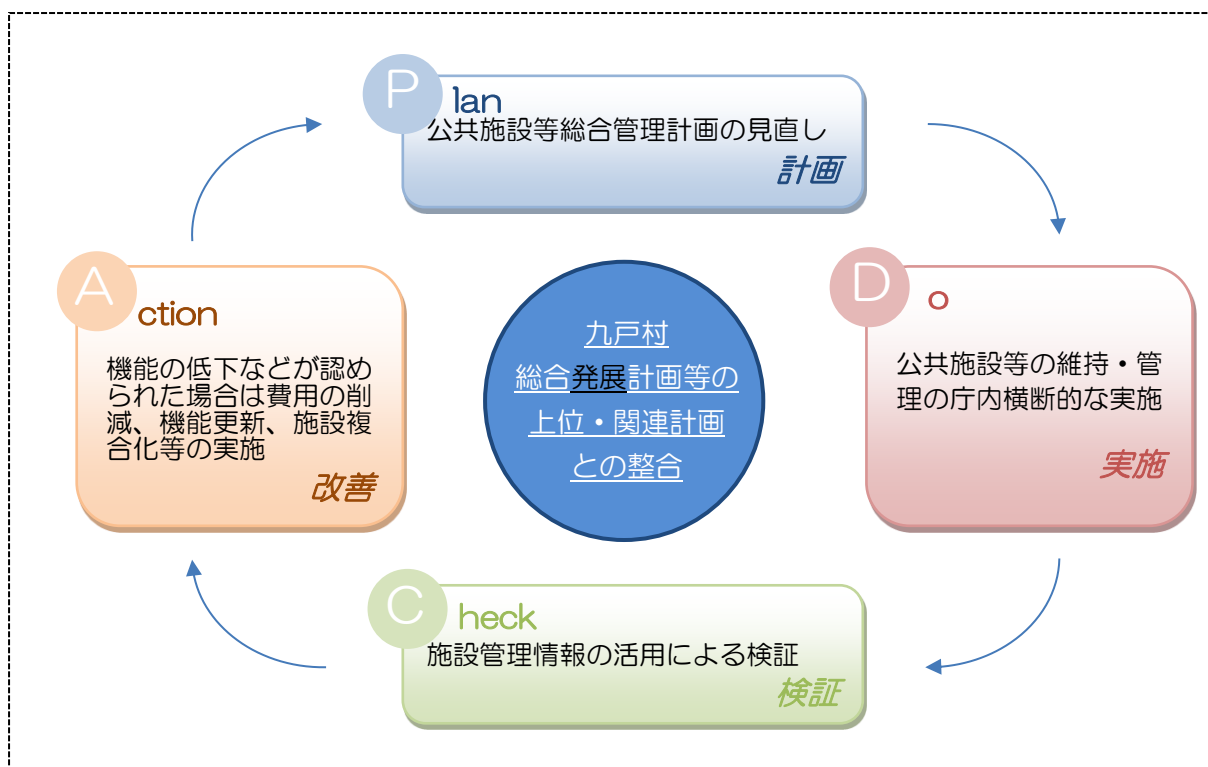


図 4.6.1 フォローアップの実施方針のイメージ